

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 【 省 略 】</p> <p>1-1-2 用語の定義 【 省 略 】</p> <p>1 ~ 16 【 省 略 】</p> <p>27「連絡」とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、契約約款第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、Eメールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>28 ~ 34 【 省 略 】</p> <p>35「JIS規格」とは、日本産業規格をいう。</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 受注者は、施工前及び施工中において、自らの費用で契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、この条項に該当する事実がある場合には、監督員にその事実の確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。資料をもって協議しなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明、または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。 ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約約款書第19条に基づき監督員からの指示によるものとする。</p> <p>3 【 省 略 】</p> <p>1-1-4 【 省 略 】</p> <p>1-1-5 施工計画書</p> <p>1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 【 省 略 】</p> <p>1-1-2 用語の定義 【 省 略 】</p> <p>1 ~ 16 【 省 略 】</p> <p>27「連絡」とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、Eメールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>28 ~ 34 【 省 略 】</p> <p>35「JIS規格」とは、日本工業規格をいう。</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 受注者は、施工前及び施工中において、自らの費用で契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、この条項に該当する事実がある場合には、監督員にその事実の確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。資料をもって協議しなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明、または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。 ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条に基づき監督員からの指示によるものとする。</p> <p>3 【 省 略 】</p> <p>1-1-4 【 省 略 】</p> <p>1-1-5 施工計画書</p> <p>1 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p>字句の修正</p> <p></p> <p>JIS名称変更</p> <p></p> <p></p> <p>字句の修正</p> <p></p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
<p>長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>6 受注者は、契約約款第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-20 ～ 1-1-23 【 省 略 】</p> <p>1-1-24 監督員による検査及び立会等 1 ～ 2 【 省 略 】 3 受注者は、監督員による検査及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他の資料の整備しなければならない。 なお、監督員が製作工場において検査及び立会を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。 4 ～ 6 【 省 略 】</p> <p>1-1-25 ～ 1-1-38 【 省 略 】</p> <p>1-1-39 諸法令の遵守 1 受注者は、当核工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は、受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は、以下に示すとおりである。 (1) ～ (65) 【 省 略 】 (66) 産業標準化法 (昭和24年 法律第 185号) (67) ～ (72) 【 省 略 】</p> <p>1-1-40 ～ 1-1-54 【 省 略 】</p>	<p>長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>6 受注者は、契約約款第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-20 ～ 1-1-23 【 省 略 】</p> <p>1-1-24 監督員による検査及び立会等 1 ～ 2 【 省 略 】 3 受注者は、監督員による検査及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他の資料の整備しなければならない。 なお、監督員が製作工場において検査及び立会を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。 4 ～ 6 【 省 略 】</p> <p>1-1-25 ～ 1-1-38 【 省 略 】</p> <p>1-1-39 諸法令の遵守 1 受注者は、当核工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は、受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は、以下に示すとおりである。 (1) ～ (65) 【 省 略 】 (66) 工業標準化法 (昭和24年 法律第 185号) (67) ～ (72) 【 省 略 】</p> <p>1-1-40 ～ 1-1-54 【 省 略 】</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>JIS名称変更</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>第2編 農業農村整備事業編</p> <p>第1章 施工共通事項</p> <p>第1節 【 省 略 】</p> <p>第7節 コンクリート</p> <p>1-7-1 【 省 略 】</p> <p>1-7-2 レディーミクストコンクリート</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（<u>産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布法律第33号）</u>に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理等の技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p> <p>(2) 【 省 略 】</p> <p>2 ～ 5 【 省 略 】</p> <p>1-7-3 ～ 1-7-14 【 省 略 】</p> <p>第8節 型枠及び支保</p> <p>1-8-1 【 省 略 】</p> <p>1-8-2 型 枠</p> <p>1 ～ 2 【 省 略 】</p> <p>3 受注者は、型枠を締付けるに当たり、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>第2編 農業農村整備事業編</p> <p>第1章 施工共通事項</p> <p>第1節 ～ 第6節 【 省 略 】</p> <p>第7節 コンクリート</p> <p>1-7-1 【 省 略 】</p> <p>1-7-2 レディーミクストコンクリート</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（<u>工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年法律第95号）</u>に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理等の技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p> <p>(2) 【 省 略 】</p> <p>2 ～ 5 【 省 略 】</p> <p>1-7-3 ～ 1-7-14 【 省 略 】</p> <p>第8節 型枠及び支保</p> <p>1-8-1 【 省 略 】</p> <p>1-8-2 型 枠</p> <p>1 ～ 2 【 省 略 】</p> <p>3 受注者は、型枠を締付けるに当たり、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>JIS名称変更</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>なお、これらの締付け金物を型枠取り外し後、コンクリート表面に残してはならない。</p> <p><u>4 受注者は、型枠穴の補修に当たり、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で埋める鋼材腐食防止対策を講ずるものとし、特に水密性を要する構造物では弱点とならないように入念に施工を行う。その内容は施工計画書に記載しなければならない。</u></p> <p>5 受注者は、富山県リサイクル製品、県内産木材のほか、「グリーン購入法」第10条の規定に基づく「富山県グリーン購入調達方針」に定める特定調達品目の合板型枠を積極的に使用するものとし、これを使用する場合には、第1編 1-1-36環境対策 4(2)に示す「特定調達品目の判断の基準」の要件を満たしていることを示す認証マーク等の写真を撮影し、工事完了までに監督員へ提出しなければならない。</p> <p>なお、流用等により認証マーク等が確認できない合板型枠を使用する場合には、監督員と協議するものとする。</p> <p>1-8-3 ~ 1-8-4 【 省 略 】</p> <p>第9節 ~ 第21節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2章 ~ 第3章 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第4章 農 道 工 事</p> <p>第1節 ~ 第13節 【 省 略 】</p> <p>第14節 付帯施設工</p> <p>4-14-1 ~ 4-14-2 【 省 略 】</p> <p>4-14-3 標識工</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 材料</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p>1) ~ 3) 【 省 略 】</p> <p>4) 反射シート 【 省 略 】</p>	<p>なお、これらの締付け金物を型枠取り外し後、コンクリート表面(コンクリート表面から2.5cmの間にあるボルト、棒鋼等を含む)に残してはならない。</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>4 受注者は、富山県リサイクル製品、県内産木材のほか、「グリーン購入法」第10条の規定に基づく「富山県グリーン購入調達方針」に定める特定調達品目の合板型枠を積極的に使用するものとし、これを使用する場合には、第1編 1-1-36環境対策 4(2)に示す「特定調達品目の判断の基準」の要件を満たしていることを示す認証マーク等の写真を撮影し、工事完了までに監督員へ提出しなければならない。</p> <p>なお、流用等により認証マーク等が確認できない合板型枠を使用する場合には、監督員と協議するものとする。</p> <p>1-8-3 ~ 1-8-4 【 省 略 】</p> <p>第9節 ~ 第21節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2章 ~ 第3章 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第4章 農 道 工 事</p> <p>第1節 ~ 第13節 【 省 略 】</p> <p>第14節 付帯施設工</p> <p>4-14-1 ~ 4-14-2 【 省 略 】</p> <p>4-14-3 標識工</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 材料</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p>1) ~ 3) 【 省 略 】</p> <p>4) 反射シート 【 省 略 】</p>	<p>諸基準類の改正</p> <p>諸基準類の改定</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後		現 行							備 考
表4-14-1 反射性能（反射シートの再帰反射係数）		表4-14-1 反射性能（反射シートの再帰反射係数）							諸基準類の改定
封入レンズ型	12° (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0	【新設】	
		30°	30	22	6.0	3.5	1.7		
		40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5		
	20° (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0	【新設】	
		30°	24	16	4.0	3.0	1.0		
		40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2		
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	【新設】	
		30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1		
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2		
カプセルレンズ型	12° (0.2°)	5°	250	170	45	45	20	【新設】	
		30°	150	100	25	25	11		
		40°	110	70	16	8.0	16		
	20° (0.33°)	5°	180	122	25	21	14	【新設】	
		30°	100	57	14	7.0	11		
		40°	95	54	13	7.0	11		
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3	【新設】	
		30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1		
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2		

【 表 省 略 】

注) 【 省 略 】
(2) ~ (3) 【 省 略 】

3 標識工

(1) 【 省 略 】

1) ~ 2) 【 省 略 】

3) 受注者は、標識板基板表面をサンドペーパーや機械的方法により研磨（サウンディング処理）し、ラッカーシンナーまたは表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。

4) 【 省 略 】

5) 受注者は、重ね貼り方式またはスクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けをしなければならない。

印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。

【 表 省 略 】

注) 【 省 略 】
(2) ~ (3) 【 省 略 】

3 標識工

(1) 【 省 略 】

1) ~ 2) 【 省 略 】

3) 受注者は、標識板基板表面を機械的に研磨（サウンディング処理）し、ラッカーシンナーまたは表面処理液（弱アルカリ性処理液）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。

4) 【 省 略 】

5) 受注者は、重ね貼り方式またはスクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けをしなければならない。

【 新 設 】

諸基準類の改定

諸基準類の改定

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>6) ～ 7) 【 省 略 】</p> <p>8) 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、<u>10mm以上</u>重ね合わせなければならない。</p> <p>9) ～ 10) 【 省 略 】</p> <p>11) 受注者は、設計図書に示すとおり標識板に取付け金具及び補強金具（補強リブ）すべてを工場でスポット溶接により取付けなければならない。 <u>アルミニウム合金材の溶接作業は（一般社団法人）軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一般社団法人）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。</u></p> <p>12) ～ 16) 【 省 略 】</p> <p>17) 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板等に溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛メッキ）2種の（HDZ55）550g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450g/m²以上、厚さ3.2mm未満については2種（HDZ35）350g/m²（片面の付着量）以上とするものとする。</p> <p>18) ～ 21) 【 省 略 】</p> <p>(2) ～ (3) 【 省 略 】</p> <p>4-14-4 ～ 4-14-8 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第5章 ～ 第13章 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第14章 頭首工工事</p> <p>第1節 ～ 第8節 【 省 略 】</p> <p>第9節 管理橋上部工</p> <p>14-9-1 【 省 略 】</p> <p>14-9-2 プレテンション桁購入工</p> <p>1 受注者は、プレテンション桁を購入する場合、<u>産業標準化法</u>に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）において製作したものを採用しなければならない。</p>	<p>6) ～ 7) 【 省 略 】</p> <p>8) 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、<u>5～10mm程度</u>重ね合わせなければならない。</p> <p>9) ～ 10) 【 省 略 】</p> <p>11) 受注者は、設計図書に示すとおり標識板に取付け金具及び補強金具（補強リブ）すべてを工場でスポット溶接により取付けなければならない。 <u>【 新 設 】</u></p> <p>12) ～ 16) 【 省 略 】</p> <p>17) 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板等に溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛メッキ）2種の（HDZ55）550g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450g/m²以上、厚さ3.2mm未満については2種（HDZ35）350g/m²（片面の付着量）以上とするものとする。</p> <p>18) ～ 21) 【 省 略 】</p> <p>(2) ～ (3) 【 省 略 】</p> <p>4-14-4 ～ 4-14-8 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第5章 ～ 第13章 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第14章 頭首工工事</p> <p>第1節 ～ 第8節 【 省 略 】</p> <p>第9節 管理橋上部工</p> <p>14-9-1 【 省 略 】</p> <p>14-9-2 プレテンション桁購入工</p> <p>1 受注者は、プレテンション桁を購入する場合、<u>工業標準化法</u>に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）において製作したものを採用しなければならない。</p>	<p>諸基準類の改定</p> <p>諸基準類の改定</p> <p>字句の修正</p> <p>JIS 名称変更</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>14-9-3 ~ 14-9-12 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第15章 ~ 第19章 【 省 略 】</p>	<p>14-9-3 ~ 14-9-12 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第15章 ~ 第19章 【 省 略 】</p>	

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p style="text-align: center; font-weight: bold;">第3編 森林整備保全事業編</p> <p style="text-align: center;">第1部 森林土木工事共通</p> <p style="text-align: center;">第1章 土 工</p> <p>第1節 適 用</p> <p>1-1-1 【 省 略 】</p> <p>1-1-9 法面整形工</p> <p>1 一般事項</p> <p style="padding-left: 20px;">【 省 略 】</p> <p>2 ~ 4 【 省 略 】</p> <p>5 崩壊のおそれのある箇所等の処置</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、治山等土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-10 ~ 1-1-14 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2章 鉄筋・無筋コンクリート</p> <p>第1節 ~ 第2節 【 省 略 】</p> <p>第3節 レディーミクストコンクリート</p> <p>2-3-1 【 省 略 】</p> <p>2-3-2 工場の選定</p> <p>1 一般事項</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録され</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">第3編 森林整備保全事業編</p> <p style="text-align: center;">第1部 森林土木工事共通</p> <p style="text-align: center;">第1章 土 工</p> <p>第1節 適 用</p> <p>1-1-1 ~ 1-1-8 【 省 略 】</p> <p>1-1-9 法面整形工</p> <p>1 一般事項</p> <p style="padding-left: 20px;">【 省 略 】</p> <p>2 ~ 4 【 省 略 】</p> <p>5 崩壊のおそれのある箇所等の処置</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-10 ~ 1-1-14 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2章 鉄筋・無筋コンクリート</p> <p>第1節 ~ 第2節 【 省 略 】</p> <p>第3節 レディーミクストコンクリート</p> <p>2-3-1 【 省 略 】</p> <p>2-3-2 工場の選定</p> <p>1 一般事項</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された</p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>JIS 名称変更</p>

新旧対照表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改正後	現 行	備 考
<p>求めてよい。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。</p> <p>3 ～ 7 【 省 略 】</p> <p>2-6-6 【 省 略 】</p> <p>第7節 ～ 第14節 【 省 略 】</p> <p>第3章 一般施工</p> <p>第1節 ～ 第2節 【 省 略 】</p> <p>第3節 共通的工種</p> <p>3-3-1 一般事項</p> <p>本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工（床掘り・埋戻し）、矢板工、縁石工、小型標識工、路側防護柵工、区画線工、道路附属物工、プレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント主桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、根固めブロック工、沈床工、捨石工、笠コンクリート工、階段工、現場継手工、伸縮装置工、銘板工、環境配慮型護岸工、羽口工、プレキャストカルバート工、側溝工、集水榭工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>3-3-2 ～ 3-3-5 【 省 略 】</p> <p>3-3-6 小型標識工</p> <p>1 ～ 2 【 省 略 】</p> <p>3 標示板基板の表面状態</p> <p>受注者は、標示板基板表面を<u>サンドペーパー</u>や機械的に<u>より</u>研磨（サウディング処理）しラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性<u>界面活性剤</u>）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。</p> <p>4 【 省 略 】</p>	<p>継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。</p> <p>3 ～ 7 【 省 略 】</p> <p>2-6-6 【 省 略 】</p> <p>第7節 ～ 第14節 【 省 略 】</p> <p>第3章 一般施工</p> <p>第1節 ～ 第2節 【 省 略 】</p> <p>第3節 共通的工種</p> <p>3-3-1 一般事項</p> <p>本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工（床掘り・埋戻し）、矢板工、縁石工、小型標識工、路側防護柵工、区画線工、道路附属物工、<u>コンクリート面塗装工</u>、<u>プレテンション桁製作工（購入工）</u>、<u>ポストテンション桁製作工</u>、<u>プレキャストセグメント主桁組立工</u>、<u>PCホロースラブ製作工</u>、<u>PC箱桁製作工</u>、<u>根固めブロック工</u>、<u>沈床工</u>、<u>捨石工</u>、<u>笠コンクリート工</u>、<u>ハンドホール工</u>、<u>階段工</u>、<u>現場継手工</u>、<u>伸縮装置工</u>、<u>銘板工</u>、<u>環境配慮型護岸工</u>、<u>羽口工</u>、<u>プレキャストカルバート工</u>、<u>側溝工</u>、<u>集水榭工</u>、<u>現場塗装工</u>その他これらに類する工種について定める。</p> <p>3-3-2 ～ 3-3-5 【 省 略 】</p> <p>3-3-6 小型標識工</p> <p>1 ～ 2 【 省 略 】</p> <p>3 標示板基板の表面状態</p> <p>受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨（サウディング処理）しラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性<u>処理液</u>）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。</p> <p>4 【 省 略 】</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>諸基準類の改定</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>5 反射シートの貼付け方式 受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。<u>印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどがないことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。</u></p> <p>6 ～ 7 【 省 略 】</p> <p>8 2枚以上の反射シートの重ね合わせ 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10mm<u>以上</u>重ね合わせなければならない。</p> <p>9 ～ 19 【 省 略 】</p> <p>3－3－7 ～ 3－3－17 【 省 略 】</p> <p>3－3－18 笠コンクリート工</p> <p>1 ～ 2 【 省 略 】</p> <p>3 プレキャスト笠コンクリートの運搬 受注者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤ等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。</p> <p>4 【 省 略 】</p> <p>3－3－19 階段工</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 プレキャスト階段の据付け 受注者は、プレキャスト階段の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤ等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。</p> <p>3－3－20 ～ 3－3－26 【 省 略 】</p> <p>3－3－27 集水柵工</p> <p>1 一般事項 受注者は、集水柵の据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤ等で損傷するおそれのある部分には、保護しなければならない。</p> <p>2 【 省 略 】</p>	<p>5 反射シートの貼付け方式 受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。</p> <p>6 ～ 7 【 省 略 】</p> <p>8 2枚以上の反射シートの重ね合わせ 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、<u>5～10mm程度</u>重ね合わせなければならない。</p> <p>9 ～ 19 【 省 略 】</p> <p>3－3－7 ～ 3－3－17 【 省 略 】</p> <p>3－3－18 笠コンクリート工</p> <p>1 ～ 2 【 省 略 】</p> <p>3 プレキャスト笠コンクリートの運搬 受注者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤ<u>二</u>等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。</p> <p>4 【 省 略 】</p> <p>3－3－19 階段工</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 プレキャスト階段の据付け 受注者は、プレキャスト階段の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤ<u>二</u>等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。</p> <p>3－3－20 ～ 3－3－26 【 省 略 】</p> <p>3－3－27 集水柵工</p> <p>1 一般事項 受注者は、集水柵の据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤ<u>二</u>等で損傷するおそれのある部分には、保護しなければならない。</p> <p>2 【 省 略 】</p>	<p>諸基準類の改定</p> <p>諸基準類の改定</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

新旧対照表

【土木工事共通仕様書】森林整備保全事業編

改正後	現行	備考
<p>本節は、一般舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、アスファルト舗装補修工、コンクリート舗装補修工、<u>砂利路盤工</u>その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 ～ 5 【省略】</p> <p>3-6-2 材料</p> <p>1 ～ 3 【省略】</p> <p>4 試験練り</p> <p>受注者は、舗設に先<u>立</u>って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。</p> <p>5 ～ 6 【省略】</p> <p>3-6-3 ～ 3-6-6 【省略】</p> <p>3-6-7 アスファルト舗装工</p> <p>1 ～ 2 【省略】</p> <p>3 セメント及び石灰安定処理の規定</p> <p>受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>(2) 受注者は、施工に先<u>だ</u>って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成<u>31</u>年<u>3</u>月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 【省略】</p> <p>(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成<u>31</u>年<u>3</u>月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(5) ～ (18) 【省略】</p> <p>4 ～ 6 【省略】</p> <p>3-6-8 コンクリート舗装工</p> <p>1 ～ 2 【省略】</p> <p>3 セメント及び石灰安定処理の規定</p> <p>受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の</p>	<p>本節は、一般舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、アスファルト舗装補修工、コンクリート舗装補修工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 ～ 5 【省略】</p> <p>3-6-2 材料</p> <p>1 ～ 3 【省略】</p> <p>4 試験練り</p> <p>受注者は、舗設に先<u>だ</u>って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。</p> <p>5 ～ 6 【省略】</p> <p>3-6-3 ～ 3-6-6 【省略】</p> <p>3-6-7 アスファルト舗装工</p> <p>1 ～ 2 【省略】</p> <p>3 セメント及び石灰安定処理の規定</p> <p>受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>(2) 受注者は、施工に先<u>だ</u>って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成<u>19</u>年<u>6</u>月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 【省略】</p> <p>(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成<u>19</u>年<u>6</u>月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(5) ～ (18) 【省略】</p> <p>4 ～ 6 【省略】</p> <p>3-6-8 コンクリート舗装工</p> <p>1 ～ 2 【省略】</p> <p>3 セメント及び石灰安定処理の規定</p> <p>受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の</p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>諸基準類の改定</p> <p>諸基準類の改定</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p>(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 【 省 略 】</p> <p>(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(5) ～ (18) 【 省 略 】</p> <p>3-6-9 ～ 3-6-13 【 省 略 】</p> <p>3-6-14 砂利路盤工</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">受注者は、路面仕上げの施工にあたっては、設計図書に記載された横断勾配により仕上げなければならない。</p> <p>第7節 ～ 第9節 【 省 略 】</p> <p>第10節 仮設工</p> <p>3-10-1 適 用</p> <p>1 適用工種</p> <p>本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、仮設土留・仮締切工、治山等仮締切工、水替工、地下水位低下工、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、防塵対策工、防護施設工、除雪工、法面吹付工、<u>足場工</u>その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 ～ 3 【 省 略 】</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">4 受注者は、足場工、作業構台、架設通路については、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」を適用し、転落防止措置等の設置、安全点検等を実施するものとする。</p> <p>3-10-2 工事用道路工</p>	<p>各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p>(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 【 省 略 】</p> <p>(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(5) ～ (18) 【 省 略 】</p> <p>3-6-9 ～ 3-6-13 【 省 略 】</p> <p>3-6-14 砂利路盤工</p> <p>1 受注者は、路面仕上げに当たり、中央部を高くし必ず横断勾配を付けなければならない。なお、横断勾配は、設計図書によるものとする。</p> <p>2 受注者は、敷砂利の施工に当たり、敷厚が均一になるよう仕上げなければならない。</p> <p>第7節 ～ 第9節 【 省 略 】</p> <p>第10節 仮設工</p> <p>3-10-1 適 用</p> <p>1 適用工種</p> <p>本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、仮設土留・仮締切工、治山等仮締切工、水替工、地下水位低下工、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、防塵対策工、防護施設工、除雪工、法面吹付工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 ～ 3 【 省 略 】</p> <p>【 新 設 】</p> <p>3-10-2 工事用道路工</p>	<p>諸基準類の改定</p> <p>諸基準類の改定</p> <p>記載事項の修正</p> <p>字句修正</p> <p>記載事項の追加</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>1 ～ 9 【 省 略 】</p> <p><u>10 受注者は、路面の施工に当たっては、路面水による洗掘防止に十分配慮しなければならない。</u></p> <p>3-10-3 ～ 3-10-4 【 省 略 】</p> <p>3-10-5 仮設土留・仮締切工</p> <p>1 ～ 19 【 省 略 】</p> <p>20 ふとんかご（仮設）の施工 ふとんかご（仮設）の施工については、本条17～19項の規定による。</p> <p><u>21 土のうの中詰</u> <u>受注者は、土のうの中詰に当たり、中詰め材料に草木、根株その他腐食物及び角の立った石礫等が混入しないようにしなければならない。</u></p> <p><u>22 土のうの施工</u> <u>受注者は、土のうの施工に当たり、木杭等を打ち込む場合は、土のうの中心を貫通するよう打ち込まなければならない。</u></p> <p><u>23 土のうの布設</u> <u>受注者は、土のうの布設に当たり、土のうを積み上げる場合は、特に指定が無いかぎり小口を正面とし、所定の勾配によって積み上げなければならない。</u></p> <p>24 締切盛土着手前の現状地盤確認 受注者は、締切盛土着手前に現状地盤を確認し、周囲の地盤や構造物に変状を与えないようにしなければならない。</p> <p>25 盛土部法面の整形 受注者は、盛土部法面の整形を行う場合には、締固めて法面の崩壊がないように施工しなければならない。</p> <p>26 止水シートの設置 受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。</p> <p>27 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。</p> <p>3-10-6 <u>治山等</u>仮締切工</p> <p>1 ～ 4 【 省 略 】</p>	<p>1 ～ 9 【 省 略 】</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>3-10-3 ～ 3-10-4 【 省 略 】</p> <p>3-10-5 仮設土留・仮締切工</p> <p>1 ～ 19 【 省 略 】</p> <p>20 ふとんかご（仮設）の施工 ふとんかご（仮設）の施工については、本条18～19項の規定による。</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>21 締切盛土着手前の現状地盤確認 受注者は、締切盛土着手前に現状地盤を確認し、周囲の地盤や構造物に変状を与えないようにしなければならない。</p> <p>22 盛土部法面の整形 受注者は、盛土部法面の整形を行う場合には、締固めて法面の崩壊がないように施工しなければならない。</p> <p>23 止水シートの設置 受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。</p> <p>24 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。</p> <p>3-10-6 仮締切工</p> <p>1 ～ 4 【 省 略 】</p>	<p>記載事項の追加</p> <p>字句修正 記載事項の追加</p> <p>記載事項の追加</p> <p>記載事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>3-10-7 ~ 3-10-15 【 省 略 】</p> <p>3-10-16 防護対策工</p> <p>1 一般事項 受注者は、防護施設の設置位置及び構造の選定にあたり、発破に伴う飛散物<u>又は落石</u>の周辺への影響がないように留意しなければならない。</p> <p>2 【 省 略 】</p> <p>3-10-17 除雪工</p> <p><u>1 受注者は、除雪を行うにあたり、路面及び構造物、計画地盤に損傷を与えないようにしなければならない。</u> なお、万一損傷を与えた場合には受注者の責任において元に戻さなければならない。</p> <p><u>2 受注者は、除雪を行うに当たり、森林等に損傷を与えないようにしなければならない。</u> なお、万一損傷を与えた場合には監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>3-10-18 【 省 略 】</p> <p>3-10-19 足場工</p> <p>1 ~ 2 【 省 略 】</p> <p>3 受注者は、足場工の施工に当たり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省、平成21年4月）によるものとし、足場の組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</p> <p><u>4 受注者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、交通の障害とならないよう、必要に応じて板張防護、シート張り防護などを行わなければならない。</u></p> <p><u>5 受注者は、シート張り防護の施工に当たっては、ボルトや鉄筋などの突起物によるシートの破れ等に留意しなければならない。</u></p> <p>3-10-20 作業構台工</p> <p><u>1 受注者は、作業構台については、設置する工事用機械、構台上に仮に置く資材及び作業員等の重量に対し、十分余裕をもって耐えられる構造・規模としなければならない。</u></p>	<p>3-10-7 ~ 3-10-15 【 省 略 】</p> <p>3-10-16 防塵対策工</p> <p>1 一般事項 受注者は、防護施設の設置位置及び構造の選定にあたり、発破に伴う飛散物の周辺への影響がないように留意しなければならない。</p> <p>2 【 省 略 】</p> <p>3-10-17 除雪工</p> <p>受注者は、除雪を行うにあたり、路面及び構造物、計画地盤に損傷を与えないようにしなければならない。 なお、万一損傷を与えた場合には受注者の責任において元に戻さなければならない。</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>3-10-18 【 省 略 】</p> <p>3-10-19 足場工</p> <p>1 ~ 2 【 省 略 】</p> <p>3 受注者は、足場工の施工に当たり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）によるものとし、足場の組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p><u>【 新 設 】</u></p>	<p>誤字修正</p> <p>字句追加</p> <p>字句修正</p> <p>記載事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>記載事項の追加</p> <p>記載事項の追加</p> <p>工法の追加 (第3部第10章を統合)</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p><u>2 受注者は、作業構台については、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により落下転落防止の安全柵を設けるとともに、作業床の最大積載荷重を定め、作業構台の見やすい場所に表示しなければならない。</u></p> <p>3-10-21 ケーブルクレーン架設</p> <p><u>1 一般事項</u> 受注者は、ケーブルクレーンは、つり荷荷重を考慮した適切な施設構造とするとともに、過積載とならないようにしなければならない。</p> <p><u>2 ケーブルクレーンの運転</u> ケーブルクレーンの運転は、運転に必要な安全教育を受けた者が行わなければならない。</p> <p><u>3 ウインチの設置</u> 受注者は、ウインチの設置については、次の各号に留意しなければならない。</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>(1) 主索直下、作業索の内角とならない場所に設置する。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>(2) 落石、出水などの被害を受けない場所に設置する。</u></p> <p><u>4 標示板等の設置</u> 受注者は、標示及び標識を作業現場の見やすい位置に設置しなければならない。</p> <p><u>5 支柱の作設</u> 受注者は、支柱の作設に当たっては、まず第一に安全上の見地から、使用される支柱や伐根等が十分な強度を有するものを使用しなければならない。</p> <p><u>6 ガイドブロックの取り付け</u> 受注者は、ガイドブロックの取り付けに当たっては、支柱の損傷及び折損の防止のために、あて木を使用し、台付けロープを腹一回以上巻き、両端のアイ部に取り付けなければならない。</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>また、台付ロープの強度及び夾角を適正なものとしなければならない。内角に立ち入る必要がある箇所ではワイヤロープ、ガイドブロックの飛来防止対策を講じなければならない。</u></p> <p><u>7 ガイラインの取り付け</u> 受注者は、ガイラインの取り付けに当たっては、次の各号に留意しなければならない。</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>(1) ガイラインはゆるみのないように 2 本以上張り、各ブロックの取り付け位置より上部になるように取り付ける。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>(2) ガイラインを張る方向は、支柱に対する角度によって決め、主索の</u></p>	<p>【 新 設 】</p>	<p>工法の追加 (第3部第10章を統合)</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;"><u>前方向と後方角を見定めて適正に取り付ける。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(3) 真上から見た主索の固定方向に対するガイラインの角度は、原則として30度以上とし、柱に対するガイラインの角度は45度以上60度以下とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(4) ガイラインを立木や根株に固定する場合は、2回以上（腹2巻）巻きつけたうえ、クリップ等を適切に使用し、確実に取り付ける。</u></p> <p><u>8 サドルブロックの取り付け</u> <u>受注者は、サドルブロックの取り付けに当たっては、荷下ろし盤台に対し、スカイラインが必要十分な高さを保ち得る位置に取り付けなければならない。</u></p> <p><u>9 向柱</u> <u>受注者は、向柱には、ウインチのドラムから出る全ての作業索が通過し、これらの作業索に働く張力によって複雑な荷重がかかるので、ガイラインの取り付け方向や本数を良く検討しなければならない。</u></p> <p><u>10 主索</u> <u>受注者は、ケーブルクレーンの主索については、荷重に耐えられる太さのものを使用しなければならない。</u></p> <p><u>11 ワイヤロープの廃棄</u> <u>受注者は、ワイヤロープの廃棄については、諸法規に基づき、適正に行わなければならない。</u></p> <p><u>12 緊張度</u> <u>受注者は、主索を張り上げた際には、必ずその緊張度を調べ中央垂下比が適正值であることを確かめなければならない。また、主索の緊張度は作業中に変化することがあるので、使用期間中に必要な場合において、点検を行い緊張度を確かめ、変化が生じた時に適宜緊張力を調整し、常に適正な緊張度を保つようにしなければならない。</u></p> <p><u>3-10-22 モノレール</u></p> <p><u>1 一般事項</u> <u>受注者は、レールについては、道路などと適切な距離を保つとともに、機体が通行人などに接触しないように設置しなければならない。</u></p> <p><u>2 分岐点</u> <u>受注者は、分岐点を設ける場所は、できるだけ平坦なところとしなければならない。</u></p> <p><u>3 レールの傾斜角、支柱間隔</u> <u>受注者は、レールの傾斜角、支柱間隔についてはメーカーの定める基準等</u></p>	<p>【 新 設 】</p>	<p>工法の追加 (第3部第10章を統合)</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p><u>を参考に、適切なものとしなければならない。</u></p> <p><u>4 支柱の設置</u> 受注者は、支柱には、地圧盤を装着し、原則として岩に達するまで打ち込みをし、地層条件により岩に達しない場合は、十分な支持力を有する構造としなければならない。</p> <p><u>5 運行計画の作成</u> 受注者は、モノレールの運行や作業を始める前に、モノレールの運行時間や乗降位置などを定めた運行計画を作成しなければならない。特に定めのある場合を除き、運行計画を監督員に提出するとともに、これに従って作業を行わなければならない。また、運行計画の内容を現場作業者に周知しなければならない。</p> <p><u>6 搭乗型モノレール</u> 受注者は、搭乗型のモノレールにあつては、モノレールの運転は、運転に必要な安全教育を受けた者を選任し、この者に行わせなければならない。</p> <p><u>7 合図</u> 受注者は、モノレールの発進や停止、危険を知らせるための合図の方法をあらかじめ定め、現場作業者に周知させるとともに、実際に作業前に合図を確かめなければならない。</p> <p><u>8 レールの点検</u> 受注者は、レール・支柱の点検整備は、支柱の沈下や横揺れ、レールの歪や磨耗、レールジョイントの損傷、ボルトのゆるみなどに注意して行い、これらに異常が認められた場合は補強、修理、交換を行わなければならない。</p> <p>第11節 【 省 略 】</p> <p>第12節 工場製作工（共通）</p> <p style="padding-left: 20px;">3-12-1 ～ 3-12-2 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 20px;">3-12-3 桁製作工</p> <p style="padding-left: 40px;">1 製作加工 製作加工については、以下の規定によるものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 原寸</p> <p style="padding-left: 60px;">① 受注者は、工作に着手する前に<u>コンピュータによる原寸システム等により</u>図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。</p>	<p>第11節 【 省 略 】</p> <p>第12節 工場製作工（共通）</p> <p style="padding-left: 20px;">3-12-1 ～ 3-12-2 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 20px;">3-12-3 桁製作工</p> <p style="padding-left: 40px;">1 製作加工 製作加工については、以下の規定によるものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 原寸</p> <p style="padding-left: 60px;">① 受注者は、工作に着手する前に<u>原寸図を作成し、</u>図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。</p>	<p>実態に合わせ修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>② 受注者は、<u>上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない</u>場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>③ ~ ④ 【 省 略 】</p> <p>(2) ~ (14) 【 省 略 】</p> <p>2 【 省 略 】</p> <p>3-12-4 ~ 3-12-10 【 省 略 】</p> <p>3-12-11 工場塗装工 1 ~ 3 【 省 略 】 4 新橋・鋼製ダムの素地調整 【 省 略 】 5 ~ 12 【 省 略 】</p> <p>第13節 【 省 略 】</p> <p>第14節 法面工 (共通)</p> <p>3-14-1 【 省 略 】</p> <p>3-14-2 植生工 1 ~ 11 【 省 略 】 12 種子散布吹付工、植生基盤材吹付工及び客土吹付工 受注者は、種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) ~ (6) 【 省 略 】 (7) 受注者は、吹付けのり面に湧水のある場合、あるいはそのおそれのある場合は、監督員と協議し、排水溝、<u>暗きよ</u>、水抜きパイプの布設等、適切な処置を講じなければならない。 (8) ~ (15) 【 省 略 】 13 植生シート工 植生マット工 【 省 略 】</p> <p>3-14-3 ~ 3-14-6 【 省 略 】</p> <p>第15節 ~ 第16節 【 省 略 】</p>	<p>② 受注者は、原寸<u>図の一部または全部を省略</u>する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>③ ~ ④ 【 省 略 】</p> <p>(2) ~ (14) 【 省 略 】</p> <p>2 【 省 略 】</p> <p>3-12-4 ~ 3-12-10 【 省 略 】</p> <p>3-12-11 工場塗装工 1 ~ 3 【 省 略 】 4 新橋_鋼製ダムの素地調整 【 省 略 】 5 ~ 12 【 省 略 】</p> <p>第13節 【 省 略 】</p> <p>第14節 法面工 (共通)</p> <p>3-14-1 【 省 略 】</p> <p>3-14-2 植生工 1 ~ 11 【 省 略 】 12 種子散布吹付工、植生基盤材吹付工及び客土吹付工 受注者は、種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) ~ (6) 【 省 略 】 (7) 受注者は、吹付けのり面に湧水のある場合、あるいはそのおそれのある場合は、監督員と協議し、排水溝、暗渠、水抜きパイプの布設等、適切な処置を講じなければならない。 (8) ~ (15) 【 省 略 】 14 植生シート工 植生マット工 【 省 略 】</p> <p>3-14-3 ~ 3-14-6 【 省 略 】</p> <p>第15節 ~ 第16節 【 省 略 】</p>	<p>実態に合わせ修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>誤字修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第2部 治山防潮工等</p> <p style="text-align: center;">第1章 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2章 堤防・護岸</p> <p>第1節 ～ 第11節 【 省 略 】</p> <p>第12節 排水構造物工</p> <p style="margin-left: 20px;">2-12-1 一般事項 本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り、埋戻し）、銘板工、階段工その他これらに類する工種について定める。</p> <p style="margin-left: 20px;">2-12-2 ～ 2-12-2 【 省 略 】</p> <p>第13節 付帯道路工</p> <p style="margin-left: 20px;">2-13-1 一般事項 本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り、埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、<u>砂利路盤工</u>、コンクリート舗装工、側溝工、集水柵工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。</p> <p style="margin-left: 20px;">2-13-2 ～ 2-13-6 【 省 略 】</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>2-13-7 砂利路盤工</u> <u>砂利路盤工の施工については、第1部 3-6-14 砂利路盤工の規定による。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">2-13-<u>8</u> 側溝工 【 省 略 】</p> <p style="margin-left: 20px;">2-13-<u>9</u> 集水柵工 【 省 略 】</p> <p style="margin-left: 20px;">2-13-<u>10</u> 縁石工</p>	<p style="text-align: center;">第2部 治山防潮工等</p> <p style="text-align: center;">第1章 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2章 堤防・護岸</p> <p>第1節 ～ 第11節 【 省 略 】</p> <p>第12節 排水構造物工</p> <p style="margin-left: 20px;">2-12-1 一般事項 本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り、埋戻し）、<u>境界工</u>、銘板工、階段工その他これらに類する工種について定める。</p> <p style="margin-left: 20px;">2-12-2 ～ 2-12-2 【 省 略 】</p> <p>第13節 付帯道路工</p> <p style="margin-left: 20px;">2-13-1 一般事項 本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り、埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、側溝工、集水柵工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。</p> <p style="margin-left: 20px;">2-13-2 ～ 2-13-6 【 省 略 】</p> <p style="margin-left: 20px;">【 新 設 】</p> <p style="margin-left: 20px;">2-13-<u>7</u> 側溝工 【 省 略 】</p> <p style="margin-left: 20px;">2-13-<u>8</u> 集水柵工 【 省 略 】</p> <p style="margin-left: 20px;">2-13-<u>9</u> 縁石工</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>字句修正</p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>工種の追加</p> <p></p> <p></p> <p>工種の追加</p> <p></p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">【 省 略 】</p> <p>2-13-<u>11</u> 区画線工 【 省 略 】</p> <p>第14節 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;">第 3 章 ～ 第4章 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 80px;">第 5 章 砂丘造成等</p> <p>第 1 節 適 用</p> <p>5-1-1 適用工種 本章は、海岸防災林造成工事における<u>土工</u>、砂丘造成、森林造成、防風林の造成、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>5-1-2 【 省 略 】</p> <p>第 2 節 【 省 略 】</p> <p>第 3 節 砂丘造成</p> <p><u>5-3-1 一般事項</u> <u>本節は、砂丘造成として堆砂工（堆砂垣、丘頂編柵、盛土工）、覆砂工（伏工、砂草植栽）、実播工その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p>5-3-<u>2</u> 堆砂工（堆砂垣、丘頂編柵） 【 省 略 】</p> <p>5-3-<u>3</u> 盛土工 【 省 略 】</p> <p>5-3-<u>4</u> 覆砂工（伏工、砂草植栽） 【 省 略 】</p>	<p style="text-align: center;">【 省 略 】</p> <p>2-13-<u>10</u> 区画線工 【 省 略 】</p> <p>第14節 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;">第 3 章 ～ 第4章 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 80px;">第 5 章 砂丘造成等</p> <p>第 1 節 適 用</p> <p>5-1-1 適用工種 本章は、海岸防災林造成工事における砂丘造成、森林造成、防風林の造成、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>5-1-2 【 省 略 】</p> <p>第 2 節 【 省 略 】</p> <p>第 3 節 砂丘造成</p> <p style="text-align: center;"><u>【 新 設 】</u></p> <p>5-3-<u>1</u> 堆砂工（堆砂垣、丘頂編柵） 【 省 略 】</p> <p>5-3-<u>2</u> 盛土工 【 省 略 】</p> <p>5-3-<u>3</u> 覆砂工（伏工、砂草植栽） 【 省 略 】</p>	<p style="color: red;">字句修正</p> <p style="color: red;">工種の追加</p> <p style="color: red;">一般事項の追加</p> <p style="color: red;">字句修正</p> <p style="color: red;">字句修正</p> <p style="color: red;">字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>5-3-<u>5</u> 実播工 【 省 略 】</p> <p>第4節 森林造成</p> <p><u>5-4-1 一般事項</u> 本節は、森林造成として生育基盤盛土工、防風工、排水工、静砂工（静砂垣）、植栽工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>5-4-<u>2</u> 育成基盤盛土工 【 省 略 】</p> <p>5-4-<u>3</u> 防風工 【 省 略 】</p> <p>5-4-<u>4</u> 排水工 【 省 略 】</p> <p>5-4-<u>5</u> 静砂工（静砂垣） 【 省 略 】</p> <p>5-4-<u>6</u> 植栽工 【 省 略 】</p> <p>第5節 防風林の造成</p> <p><u>5-5-1 一般事項</u> 本節は、防風林の造成として防風柵、水路工、暗きよ工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>5-5-<u>2</u> 防風柵 【 省 略 】</p> <p>5-5-<u>3</u> 水路工、暗<u>きよ</u>工 1 水路工及び暗<u>きよ</u>工の施工については、それぞれ第3部 第5章 第9節 暗<u>きよ</u>工、第10節 山腹水路工に準ずるものとする。 2 【 省 略 】</p>	<p>5-3-<u>4</u> 実播工 【 省 略 】</p> <p>第4節 森林造成</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>5-4-<u>1</u> 育成基盤盛土工 【 省 略 】</p> <p>5-4-<u>2</u> 防風工 【 省 略 】</p> <p>5-4-<u>3</u> 排水工 【 省 略 】</p> <p>5-4-<u>4</u> 静砂工（静砂垣） 【 省 略 】</p> <p>5-4-<u>5</u> 植栽工 【 省 略 】</p> <p>第5節 防風林の造成</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>5-5-<u>1</u> 防風柵 【 省 略 】</p> <p>5-5-<u>2</u> 水路工、暗<u>渠</u>工 1 水路工及び暗<u>渠</u>工の施工については、それぞれ第3部 第5章 第9節 暗<u>渠</u>工、第10節 山腹水路工に準ずるものとする。 2 【 省 略 】</p>	<p>字句修正</p> <p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第3部 溪間・山腹工等</p> <p style="text-align: center;">第1章 共通施工</p> <p>第1節 【 省 略 】</p> <p>第3節 伐開、除根等</p> <p><u>1-3-1 一般事項</u> <small>本節は、伐開、除根等として伐開、除根等、排水処理その他これらに類する工種について定める。</small></p> <p>1-3-<u>2</u> 伐開、除根等 <small>【 省 略 】</small></p> <p>1-3-<u>3</u> 排水処理 <small>【 省 略 】</small></p> <p>第4節 掘削工及び残土処理</p> <p><u>1-4-1 一般事項</u> <small>本節は、掘削工及び残土処理として掘削工、残土処理その他これらに類する工種について定める。</small></p> <p>1-4-<u>2</u> 掘削工 <small>【 省 略 】</small></p> <p>1-4-<u>3</u> 残土処理 <small>【 省 略 】</small></p> <p>第5節 床掘り及び埋戻し</p> <p><u>1-5-1 一般事項</u> <small>本節は、床掘り及び埋戻しとして床掘り、埋戻しその他これらに類する工種について定める。</small></p>	<p style="text-align: center;">第3部 溪間・山腹工等</p> <p style="text-align: center;">第1章 共通施工</p> <p>第1節 ~ 第2節 【 省 略 】</p> <p>第3節 伐開、除根等</p> <p style="text-align: center;"><u>【 新 設 】</u></p> <p>1-3-<u>1</u> 伐開、除根等 <small>【 省 略 】</small></p> <p>1-3-<u>2</u> 排水処理 <small>【 省 略 】</small></p> <p>第4節 掘削工及び残土処理</p> <p style="text-align: center;"><u>【 新 設 】</u></p> <p>1-4-<u>1</u> 掘削工 <small>【 省 略 】</small></p> <p>1-4-<u>2</u> 残土処理 <small>【 省 略 】</small></p> <p>第5節 床掘り及び埋戻し</p> <p style="text-align: center;"><u>【 新 設 】</u></p>	<p></p> <p style="text-align: center;">一般事項の追加</p> <p style="text-align: center;">字句修正</p> <p style="text-align: center;">字句修正</p> <p></p> <p style="text-align: center;">一般事項の追加</p> <p style="text-align: center;">字句修正</p> <p style="text-align: center;">字句修正</p> <p></p> <p style="text-align: center;">一般事項の追加</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>1-5-<u>2</u> 床掘り 【 省 略 】</p> <p>1-5-<u>3</u> 埋戻し 【 省 略 】</p> <p>第6節 盛土工</p> <p><u>1-6-1 一般事項</u> 本節は、盛土工として準備、盛土材料、盛土方法その他これらに類する工種について定める。</p> <p>1-6-<u>2</u> 準 備 【 省 略 】</p> <p>1-6-<u>3</u> 盛土材料 【 省 略 】</p> <p>1-6-<u>4</u> 盛土方法 1 ~ 5 【 省 略 】 6 受注者は、<u>土留</u>等構造物付近の締固めを振動式の小型コンパクター等によるものとし、その場合の一層の仕上り厚は、一般より薄くしなければならない。 7 ~ 8 【 省 略 】</p> <p>第7節 基礎工</p> <p><u>1-7-1 一般事項</u> 本節は、基礎工として切込砂利及び栗石基礎、胴木基礎、木杭基礎その他これらに類する工種について定める。</p> <p>1-7-<u>2</u> 切込砂利及び栗石基礎 【 省 略 】</p> <p>1-7-<u>3</u> 胴木基礎 【 省 略 】</p>	<p>1-5-<u>1</u> 床掘り 【 省 略 】</p> <p>1-5-<u>2</u> 埋戻し 【 省 略 】</p> <p>第6節 盛土工</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>1-6-<u>1</u> 準 備 【 省 略 】</p> <p>1-6-<u>2</u> 盛土材料 【 省 略 】</p> <p>1-6-<u>3</u> 盛土方法 1 ~ 5 【 省 略 】 6 受注者は、<u>擁壁</u>等構造物付近の締固めを振動式の小型コンパクター等によるものとし、その場合の一層の仕上り厚は、一般より薄くしなければならない。 7 ~ 8 【 省 略 】</p> <p>第7節 基礎工</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>1-7-<u>1</u> 切込砂利及び栗石基礎 【 省 略 】</p> <p>1-7-<u>2</u> 胴木基礎 【 省 略 】</p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>1-7-<u>4</u> 木杭基礎 【 省 略 】</p> <p>第8節 石積（張）及び コンクリートブロック積（張）工</p> <p><u>1-8-1 一般事項</u> <u>本節は、石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工として石積（張）工、コンクリートブロック積（張）工その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p>1-8-<u>2</u> 石積（張）工 【 省 略 】</p> <p>1-8-<u>3</u> 石積（張）工 【 省 略 】</p> <p>第9節 鉄線籠工</p> <p><u>1-9-1 一般事項</u> <u>本節は、鉄線かご工として据付け、詰石その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p>1-9-<u>2</u> 据付け 【 省 略 】</p> <p>1-9-<u>3</u> 詰 石 【 省 略 】</p> <p>第10節 矢板工</p> <p><u>1-10-1 一般事項</u> <u>本節は、矢板工として矢板工その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p>1-10-<u>2</u> 矢板工</p>	<p>1-7-<u>3</u> 木杭基礎 【 省 略 】</p> <p>第8節 石積（張）及び コンクリートブロック積（張）工</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>1-8-<u>1</u> 石積（張）工 【 省 略 】</p> <p>1-8-<u>2</u> 石積（張）工 【 省 略 】</p> <p>第9節 鉄線籠工</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>1-9-<u>1</u> 据付け 【 省 略 】</p> <p>1-9-<u>2</u> 詰 石 【 省 略 】</p> <p>第10節 矢板工</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>1-10-<u>1</u> 矢板工 【 省 略 】</p>	<p>字句修正</p> <p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>第11節 管渠工</p> <p><u>1-11-1 一般事項 (1)</u> 本節は、管きょ工として管の敷設その他これらに類する工種について定める。</p> <p>1-11-2 一般事項 (2) 【 省 略 】</p> <p>1-11-3 管の布設 【 省 略 】</p> <p>第12節 杵 工</p> <p><u>1-12-1 一般事項</u> 本節は、杵工として鉄筋コンクリート方格杵、片法杵工等、鋼製杵工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>1-12-2 鉄筋コンクリート方格杵、片法杵工等 【 省 略 】</p> <p>1-12-3 鋼製杵工 【 省 略 】</p> <p>第13節 鋼製柵工</p> <p><u>1-13-1 一般事項</u> 本節は、鋼製柵工として鋼製柵工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>1-13-2 鋼製柵工 【 省 略 】</p> <p>第14節 金網張工</p> <p><u>1-14-1 一般事項</u></p>	<p>第11節 管渠工</p> <p>【 新 設 】</p> <p>1-11-1 一般事項 【 省 略 】</p> <p>1-11-2 管の布設 【 省 略 】</p> <p>第12節 杵 工</p> <p>【 新 設 】</p> <p>1-12-1 鉄筋コンクリート方格杵、片法杵工等 【 省 略 】</p> <p>1-12-2 鋼製杵工 【 省 略 】</p> <p>第13節 鋼製柵工</p> <p>【 新 設 】</p> <p>1-13-1 鋼製柵工 【 省 略 】</p> <p>第14節 金網張工</p> <p>【 新 設 】</p>	<p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p style="color: red; text-decoration: underline;">本節は、金網張工として金網張工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>1-14-<u>2</u> 金網張工</p> <p style="text-align: center;">第2章 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3章 溪間工</p> <p>第1節 ～ 第2節 【 省 略 】</p> <p>第3節 法面工</p> <p>3-3-1 一般事項</p> <p>1 適用工種 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 【 省 略 】</p> <p>3-3-2 ～ 3-3-2 【 省 略 】</p> <p>第4節 【 省 略 】</p> <p>第5節 コンクリート治山ダム工</p> <p>3-5-1 一般事項</p> <p>1 適用工種 本節は、コンクリート治山ダム工として作業土工（床掘り、埋戻し）、<u>床掘り土砂の処理</u>、コンクリート治山ダム本体工、<u>コンクリート副ダム工等</u>、コンクリート側壁工、コンクリート副ダム工、間詰工<u>及び袖かくし</u>、水叩工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 ～ 4 【 省 略 】</p> <p>3-5-2 【 省 略 】</p> <p>3-5-3 床掘<u>り</u>土砂の処理</p>	<p>1-14-<u>1</u> 金網張工</p> <p style="text-align: center;">第2章 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3章 溪間工</p> <p>第1節 ～ 第2節 【 省 略 】</p> <p>第3節 法面工</p> <p>3-3-1 一般事項</p> <p>1 適用工種 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、<u>法面施肥工</u>、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 【 省 略 】</p> <p>3-3-2 ～ 3-3-2 【 省 略 】</p> <p>第4節 【 省 略 】</p> <p>第5節 コンクリート治山ダム工</p> <p>3-5-1 一般事項</p> <p>1 適用工種 本節は、コンクリート治山ダム工として作業土工（床掘り、埋戻し）、<u>埋戻し工</u>、コンクリート治山ダム本体工、コンクリート側壁工、<u>コンクリート副ダム工</u>、<u>間詰工</u>、水叩工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 ～ 4 【 省 略 】</p> <p>3-5-2 【 省 略 】</p> <p>3-5-3 床掘土砂の処理</p>	<p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>1 受注者は、床掘り土砂は、原則として堤体の上流側に運搬し、工事及び作業者の安全確保に支障が無いように処理しなければならない。やむを得ず上流以外に処理する場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>2 ～ 3 【 省 略 】</p> <p>3-5-4 ～ 3-5-8 【 省 略 】</p> <p>第6節 鋼製治山ダム工</p> <p>3-6-1 一般事項</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 受注者は、現場塗装工については、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。</p> <p>3-6-2 ～ 3-6-3 【 省 略 】</p> <p>3-6-4 床掘り土砂の処理 床掘り土砂の処理については、第3部 3-5-3 床掘り土砂の処理の規定による。</p> <p>3-6-5 ～ 3-6-6 【 省 略 】</p> <p>3-6-7 コンクリート側壁工 コンクリート側壁工の施工については、第3部 3-5-6 コンクリート側壁工の規定による。</p> <p>3-6-8 間詰工及び袖かくし 間詰工及び袖かくしの施工については、第3部 3-5-7 間詰工及び袖かくしの規定による。</p> <p>3-6-9 ～ 3-6-10 【 省 略 】</p> <p>第7節 木製治山ダム工</p> <p>3-7-1 一般事項 本節は、木製治山ダム工として作業土工（床掘り・埋戻し）、床掘り土砂の処理、<u>基礎工の施工</u>、木製ダム本体工、木製側壁工、間詰工及び袖かくし、<u>木製水叩工</u>その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>1 受注者は、床掘り土砂は、原則として堤体の上流側に運搬し、工事及び作業者の安全確保に支障が無いように処理しなければならない。やむを得ず上流以外に処理する場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>2 ～ 3 【 省 略 】</p> <p>3-5-4 ～ 3-5-8 【 省 略 】</p> <p>第6節 鋼製治山ダム工</p> <p>3-6-1 一般事項</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 受注者は、現場塗装工については、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。</p> <p>3-6-2 ～ 3-6-3 【 省 略 】</p> <p>3-6-4 床掘り土砂の処理 床掘り土砂の処理については、第3部 3-5-3 床掘り土砂の処理の規定による。</p> <p>3-6-5 ～ 3-6-6 【 省 略 】</p> <p>3-6-7 コンクリート側壁工 コンクリート側壁工の施工については、第3部 3-5-6 コンクリート側壁工の既定による。</p> <p>3-6-8 間詰工 間詰工の施工については、第3部 3-5-7 間詰工の規定による。</p> <p>3-6-9 ～ 3-6-10 【 省 略 】</p> <p>第7節 木製治山ダム工</p> <p>3-7-1 一般事項 本節は、木製治山ダム工として作業土工（床掘り・埋戻し）、床掘り土砂の処理、木製ダム本体工、木製側壁工、間詰め及び袖かくし、水叩工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p style="color: red;">誤字修正</p> <p></p> <p style="color: red;">字句修正</p> <p></p> <p></p> <p style="color: red;">誤字修正</p> <p></p> <p style="color: red;">字句修正</p> <p></p> <p></p> <p style="color: red;">字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>3-7-2 ~ 3-7-3 【 省 略 】</p> <p>3-7-4 <u>床掘り</u>土砂の処理 床掘り土砂の処理については、第3部 3-5-3 床掘り土砂の処理の規定による。</p> <p>3-7-5 ~ 3-7-8 【 省 略 】</p> <p>3-7-9 木製水叩工 <u>木製水叩き工</u>の施工については、第3部 3-5-8 水叩工の規定による。</p> <p>第8節 根固工</p> <p>3-8-1 一般事項 本節は、根固工として、<u>作業土工（床掘り・埋戻し）</u>、床掘り土砂の処理、根固ブロック工、間詰工<u>及び袖かくし</u>、沈床工、かご工、元付け工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>3-8-2 【 省 略 】</p> <p>3-8-3 <u>床掘り</u>土砂の処理 床掘り土砂の処理については、第3部 3-5-3 床掘り土砂の処理の規定による。</p> <p>3-8-4 ~ 3-8-7 【 省 略 】</p> <p>3-8-8 元付<u>け</u>工 元付<u>け</u>工の施工については、第1部 第2章 無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p>第9節 治山ダム付属物設置工</p> <p>3-9-1 一般事項 本節は、治山ダム付属物設置工として作業土工（床掘り・埋戻し）、境界工、銘板工、点検施設工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>3-7-2 ~ 3-7-3 【 省 略 】</p> <p>3-7-4 床掘り土砂の処理 床掘り土砂の処理については、第3部 3-5-3 床掘り土砂の処理の規定による。</p> <p>3-7-5 ~ 3-7-8 【 省 略 】</p> <p>3-7-9 木製水叩工 <u>間詰工及び袖かくし</u>の施工については、第3部 3-5-8 水叩工の規定による。</p> <p>第8節 根固工</p> <p>3-8-1 一般事項 本節は、根固工として作業土工（床掘り・埋戻し）、床掘り土砂の処理、根固ブロック工、間詰工、沈床工、かご工、元付け工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>3-8-2 【 省 略 】</p> <p>3-8-3 床掘り土砂の処理 床掘り土砂の処理については、第3部 3-5-3 床掘り土砂の処理の規定による。</p> <p>3-8-4 ~ 3-8-7 【 省 略 】</p> <p>3-8-8 元付工 元付工の施工については、第1部 第2章 無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p>第9節 治山ダム付属物設置工</p> <p>3-9-1 一般事項 本節は、治山ダム付属物設置工として作業土工（床掘り・埋戻し）、<u>防止柵工</u>、境界工、銘板工、点検施設工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>3-9-2 【 省 略 】</p> <p>第10節 付帯道路工</p> <p>3-10-1 一般事項 本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、<u>砂利路盤工</u>、側溝工、集水柵工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>3-10-2 ～ 3-10-6 【 省 略 】</p> <p><u>3-10-7 砂利路盤工</u> <u>砂利路盤工の施工については、第3編3-4-6-14 砂利路盤工の規定による。</u></p> <p>3-10-<u>8</u> 側溝工 【 省 略 】</p> <p>3-10-<u>9</u> 集水柵工 【 省 略 】</p> <p>3-10-<u>10</u> 縁石工 【 省 略 】</p> <p>3-10-<u>11</u> 区画線工 【 省 略 】</p> <p>第11節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第4章 流路工</p> <p>第1節 ～ 第2節 【 省 略 】</p> <p>第3節 護岸工</p> <p>4-3-1 一般事項 本節は、護岸工として作業土工（床掘り・埋戻し）、床掘り土砂の処理、基</p>	<p>3-9-2 ～ 3-9-5 【 省 略 】</p> <p>第10節 付帯道路工</p> <p>3-10-1 一般事項 本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、側溝工、集水柵工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>3-10-2 ～ 3-10-6 【 省 略 】</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>3-10-<u>7</u> 側溝工 【 省 略 】</p> <p>3-10-<u>8</u> 集水柵工 【 省 略 】</p> <p>3-10-<u>9</u> 縁石工 【 省 略 】</p> <p>3-10-<u>10</u> 区画線工 【 省 略 】</p> <p>第11節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第4章 流路工</p> <p>第1節 ～ 第2節 【 省 略 】</p> <p>第3節 護岸工</p> <p>4-3-1 一般事項 本節は、護岸工として作業土工（床掘り・埋戻し）、床掘り土砂の処理、基</p>	<p></p> <p>字句修正</p> <p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>礎工（護岸）、コンクリート<u>護岸工</u>、ブロック積<u>護岸工</u>、石積<u>護岸工</u>、護岸付属物工、植生工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>4-3-2 【 省 略 】</p> <p>4-3-3 床堀<u>り</u>土砂の処理 床掘り土砂の処理については、第3部 3-5-3 床掘り土砂の処理の規定による。</p> <p>4-3-4 【 省 略 】</p> <p>4-3-5 コンクリート<u>護岸工</u> コンクリート<u>護岸工</u>の施工については、第3部 3-5-4 コンクリート治山ダム本体工の規定による。</p> <p>4-3-6 ブロック<u>護岸工</u> ブロック積<u>護岸工</u>の施工については、第1部 3-5-3 コンクリートブロック工の規定による。</p> <p>4-3-7 石積<u>護岸工</u> 石積<u>護岸工</u>の施工については、第1部 3-5-5 石積（張）工の規定による。</p> <p>4-3-8 ～ 4-3-9 【 省 略 】</p> <p>第4節 床固工</p> <p>4-4-1 一般事項 本節は、床固工として作業土工（床掘り・埋戻し）、床掘り土砂の処理、<u>床固本体工</u>、垂直壁工、側壁工、水叩工、魚道工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>4-4-2 【 省 略 】</p> <p>4-4-3 床堀<u>り</u>土砂の処理 【 省 略 】</p> <p>4-4-4 ～ 4-4-8 【 省 略 】</p>	<p>礎工（護岸）、コンクリート<u>擁壁工</u>、ブロック積<u>擁壁工</u>、石積<u>擁壁工</u>、護岸付属物工、植生工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>4-3-2 【 省 略 】</p> <p>4-3-3 床堀土砂の処理 床掘り土砂の処理については、第3部 3-5-3 床掘り土砂の処理の規定による。</p> <p>4-3-4 【 省 略 】</p> <p>4-3-5 コンクリート<u>擁壁工</u> コンクリート<u>擁壁工</u>の施工については、第3部 3-5-4 コンクリート治山ダム本体工の規定による。</p> <p>4-3-6 ブロック<u>擁壁工</u> ブロック積<u>擁壁工</u>の施工については、第1部 3-5-3 コンクリートブロック工の規定による。</p> <p>4-3-7 石積<u>擁壁工</u> 石積<u>擁壁工</u>の施工については、第1部 3-5-5 石積（張）工の規定による。</p> <p>4-3-8 ～ 4-3-9 【 省 略 】</p> <p>第4節 床固工</p> <p>4-4-1 一般事項 本節は、床固工として作業土工（床掘り・埋戻し）、床掘り土砂の処理、垂直壁工、側壁工、水叩工、魚道工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>4-4-2 【 省 略 】</p> <p>4-4-3 床堀土砂の処理 【 省 略 】</p> <p>4-4-4 ～ 4-4-8 【 省 略 】</p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

新旧対照表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改正後	現 行	備 考
<p>第5節 根固・水制工</p> <p>4-5-1 一般事項 本節は、根固・水制工として作業土工（床掘り・埋戻し）、床掘り土砂の処理、根固ブロック工、間詰工及び袖かくし、捨石工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>4-5-2 【 省 略 】</p> <p>4-5-3 床掘り土砂の処理 【 省 略 】</p> <p>4-5-4 ～ 4-5-8 【 省 略 】</p> <p>第6節 流路附属物設置工</p> <p>4-6-1 一般事項 本節は、流路附属物設置工として階段工、境界工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>4-6-2 ～ 4-6-3 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第5章 山腹工</p> <p>第1節 適 用</p> <p>5-1-1 適用工種 本章は、山腹工における<u>土工</u>、のり切工、階段切付工、軽量盛土工、土留工、埋設工、落石防護工、暗<u>きよ</u>工、山腹水路工、柵工、筋工、伏工、実播工、吹付工、法枠工、植栽工、山腹工付附属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>5-1-2 【 省 略 】</p> <p>第2節 【 省 略 】</p>	<p>第5節 根固・水制工</p> <p>4-5-1 一般事項 本節は、根固・水制工として作業土工（床掘り・埋戻し）、床掘り土砂の処理、根固<u>め</u>ブロック工、間詰<u>め</u>工及び袖かくし、捨石工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>4-5-2 【 省 略 】</p> <p>4-5-3 床掘土砂の処理 【 省 略 】</p> <p>4-5-4 ～ 4-5-8 【 省 略 】</p> <p>第6節 流路附属物設置工</p> <p>4-6-1 一般事項 本節は、流路附属物設置工として階段工、<u>防止柵工</u>、境界工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>4-6-2 ～ 4-6-3 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第5章 山腹工</p> <p>第1節 適 用</p> <p>5-1-1 適用工種 本章は、山腹工におけるのり切工、階段切付工、軽量盛土工、土留工、埋設工、落石防護工、暗渠工、山腹水路工、柵工、筋工、伏工、実播工、吹付工、法枠工、植栽工、山腹工付附属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>5-1-2 【 省 略 】</p> <p>第2節 【 省 略 】</p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>工種の削除</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>第3節 のり切工</p> <p><u>5-3-1 一般事項</u> 本節は、のり切工として法切工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>5-3-2 のり切工 【 省 略 】</p> <p>第4節 階段切付工</p> <p><u>5-4-1 一般事項</u> 本節は、階段切付工として階段切付控訴の他これらに類する工種について定める。</p> <p>5-4-2 階段切付工 【 省 略 】</p> <p>第5節 軽量盛土工</p> <p>5-5-1 一般事項 本節は、軽量盛土工として軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>5-5-2 【 省 略 】</p> <p>第6節 土留工</p> <p>5-6-1 一般事項</p> <p><u>1 適用工種</u> 本節は、土留工として作業土工（床掘り・埋戻し）、コンクリート土工、鉄筋コンクリート土留工、石積及びコンクリートブロック積土留工、丸太積土留工、コンクリート板土留工、鋼製枠土留工、土のう積土留工、既製杭工、プレキャスト土留工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><u>2 土留工の施工</u></p>	<p>第3節 のり切工</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>5-3-1 のり切工 【 省 略 】</p> <p>第4節 階段切付工</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>5-4-1 階段切付工 【 省 略 】</p> <p>第5節 軽量盛土工</p> <p>5-5-1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>5-5-2 【 省 略 】</p> <p>第6節 土留工</p> <p>5-6-1 一般事項 <u>【 新 設 】</u></p>	<p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>適用工種の追加</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>受注者は、土留工の施工に当たっては、切取面の保護及び切取土の処理に十分留意しなければならない。</p> <p>5-6-2 ～ 5-6-10 【 省 略 】</p> <p>5-6-11 プレキャスト土留工 プレキャスト土留工の施工については、第1部 3-15-2 プレキャスト擁壁工の規定による。</p> <p>5-6-12 ～ 5-6-13 【 省 略 】</p> <p>第7節 埋設工</p> <p>5-7-1 一般事項 <u>本節は、埋設工として埋設工その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p>5-7-2 埋設工</p> <p>1 埋設工の施工は、第3部 第5章 第6節 土留工の規定による。 2 受注者は、埋設工と暗きょ工を同時に施工する場合には、原則として暗きょ工を優先して施工しなければならない。</p> <p>【 削 除 】</p> <p>第8節 落石防護工</p> <p>5-8-1 一般事項</p> <p>1 適用工種 <u>本節は、落石防護工として、鋼製落石防止壁工、落石防護柵工、落石防護網工、落石防護土留工、固定工（ロープ伏工）その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p>2 落石防護工の施工 受注者は、落石防護工の施工に当たり、危険と思われる斜面内に浮石、転石がある場合は、その処理方法について監督員と協議しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合には、災害防止のための措置をとった後、速やかに監督員に通知しなければならない。</p> <p>3 新たな落石箇所発見の処置 受注者は、工事着手前及び工事中に<u>設計図書に示すほかに</u>、当該斜面内</p>	<p>受注者は、土留工の施工に当たっては、切取面の保護及び切取土の処理に十分留意しなければならない。</p> <p>5-6-2 ～ 5-6-10 【 省 略 】</p> <p>5-6-11 プレキャスト擁壁工 プレキャスト擁壁工の施工については、第1部 3-15-2 プレキャスト擁壁工の規定による。</p> <p>5-6-12 ～ 5-6-13 【 省 略 】</p> <p>第7節 埋設工</p> <p>【 新 設 】</p> <p>5-7-1 埋設工</p> <p>1 埋設工の施工は、第3部 第5章 第6節 土留工の規定による。 2 受注者は、埋設工と暗きょ工を同時に施工する場合には、原則として暗きょ工を優先して施工しなければならない。 3 <u>受注者は、完成後、速やかに写真及び出来形図を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</u></p> <p>第8節 落石防護工</p> <p>5-8-1 一般事項</p> <p>【 新 設 】</p> <p>1 受注者は、落石防止工の施工に当たり、危険と思われる斜面内に浮石、転石がある場合は、その処理方法について監督員と協議しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合には、災害防止のための措置をとった後、速やかに監督員に通知しなければならない。</p> <p>2 受注者は、工事着手前及び工事中に斜面内に新たな落石箇所を発見したと</p>	<p></p> <p>字句修正</p> <p></p> <p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>項目の削除</p> <p></p> <p>適用工種の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p><u>において新たな落石箇所を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員の指示を受けなければならない。</u></p> <p>5-8-2 材 料 受注者は、落石防護工の施工に使用する材料で、設計図書に記載のないものについては、監督員と協議しなければならない。</p> <p>5-8-4 落石防護柵工 1 【 省 略 】 2 受注者は、ワイヤロープ及び金網の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープに緩みがないように施工しなければならない。 3 【 省 略 】</p> <p>5-8-5 ～ 5-8-7 【 省 略 】</p> <p>第9節 暗きょ工</p> <p>5-9-1 一般事項 <u>1 適用工種</u> 本節は、暗きょ工として礫暗きょ工、鉄線かご暗きょ工、その他二次製品を用いた暗きょ工、ボーリング暗きょ工その他これらに類する工種について定める。 <u>2 暗きょ工の施工</u> 受注者は、暗きょ工の施工中、所定の床掘をしても不透水層又は旧地盤に達しない場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。 <u>3 埋戻し</u> 受注者は、暗きょ工の埋戻しは、礫や透水性のよい土から順次埋め戻し、仕上げなければならない。 【 削 除 】</p> <p>5-9-2 礫暗きょ工 【 省 略 】</p> <p>5-9-3 鉄線籠きょ工 【 省 略 】</p>	<p>きは、<u>監督員と防止対策について協議しなければならない。</u></p> <p>5-8-2 材 料 受注者は、落石防止工の施工に使用する材料で、設計図書に記載のないものについては、監督員と協議しなければならない。</p> <p>5-8-4 落石防護柵工 1 【 省 略 】 2 受注者は、ワイヤロープ及び金網式のにあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工しなければならない。 3 【 省 略 】</p> <p>5-8-5 ～ 5-8-7 【 省 略 】</p> <p>第9節 暗渠工</p> <p>5-9-1 一般事項 <u>【 新 設 】</u></p> <p>1 受注者は、暗きょ工の施工中、所定の床掘をしても不透水層又は旧地盤に達しない場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。 2 受注者は、暗きょ工の埋戻しは、礫や透水性のよい土から順次埋め戻し、仕上げなければならない。 3 <u>受注者は、埋戻しの前及び完成後、速やかに写真及び出来形図を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</u></p> <p>5-9-2 礫暗渠工 【 省 略 】</p> <p>5-9-3 鉄線籠暗渠工 【 省 略 】</p>	<p>誤記修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>適用工種の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>項目の削除</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>5-9-4 その他二次製品を用いた暗<u>きよ</u>工 【 省 略 】</p> <p>5-9-5 ボーリング暗<u>きよ</u>工 【 省 略 】</p> <p>第10節 山腹水路工</p> <p>5-10-1 一般事項 1 本節は、水路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、<u>水路工、暗きよ工併用水路工、暗きよ工</u>、現場打水路工、集水榭工、練石張水路工、植生土のう水路工、張芝水路工その他これらに類する工種について定める。 2 ～ 4 【 省 略 】</p> <p>5-10-2 ～ 5-10-3 【 省 略 】</p> <p>5-10-4 <u>暗きよ</u>併用水路工 1 適用規定 暗<u>きよ</u>併用水路工の施工については、第3部 5-9-3 鉄線籠暗<u>きよ</u>工の規定による。 2 ～ 3 【 省 略 】 4 <u>暗きよ</u>の施工 受注者は、地下水排除のための暗<u>きよ</u>の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。</p> <p>5-10-5 <u>暗きよ</u>工 受注者は、地下水排除のための暗<u>きよ</u>の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。透水管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。</p> <p>5-10-6 ～ 5-10-10 【 省 略 】</p> <p>第11節 柵工</p> <p>5-11-1 一般事項 <u>1 本節は、柵工として編柵工、木柵及び丸太柵工、コンクリート板柵工、鋼</u></p>	<p>5-9-4 その他二次製品を用いた暗<u>渠</u>工 【 省 略 】</p> <p>5-9-5 ボーリング暗<u>渠</u>工 【 省 略 】</p> <p>第10節 山腹水路工</p> <p>5-10-1 一般事項 1 本節は、水路工として、<u>作業土工（床掘り・埋戻し）</u>、現場打水路工、集水榭工、練石張水路工、植生土のう水路工、張芝水路工その他これらに類する工種について定める。 2 ～ 4 【 省 略 】</p> <p>5-10-2 ～ 5-10-3 【 省 略 】</p> <p>5-10-4 <u>暗渠</u>併用水路工 1 適用規定 暗<u>渠</u>併用水路工の施工については、第3部 5-9-3 鉄線籠暗<u>渠</u>工の規定による。 2 ～ 3 【 省 略 】 4 <u>暗渠</u>の施工 受注者は、地下水排除のための暗<u>渠</u>の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。</p> <p>5-10-5 <u>暗渠</u>工 受注者は、地下水排除のための暗<u>渠</u>の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。透水管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。</p> <p>5-10-6 ～ 5-10-10 【 省 略 】</p> <p>第11節 柵工</p> <p>5-11-1 一般事項 <u>【 新 設 】</u></p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>項目の追加</p>

新旧対照表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改正後	現 行	備 考
<p><u>製及び合成樹脂二次製品の柵工その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p><u>2 受注者は、杭は、拵え面、山腹斜面とも垂直に打ち込まなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、杭の打込み深さは、できるだけ杭長の2/3以上とし、少なくとも1/2以上としなければならない。</u></p> <p>5-11-2 ～ 5-11-5 【 省 略 】</p> <p>第12節 筋工</p> <p>5-12-1 一般事項</p> <p><u>1 本節は、筋工として石筋工、萱筋工、丸太筋工、その他緑化二次製品を用いた筋工その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p><u>2 受注者は、筋工の施工に伴う斜面整地の施工に当たっては、上方から下方に向かって順次凹凸なくならし、斜面の浮き土砂、根株、転石その他障害物を除去しなければならない。</u></p> <p>5-12-2 ～ 5-12-5 【 省 略 】</p> <p>第13節 伏工</p> <p>5-13-1 一般事項</p> <p><u>1 本節は、伏工としてわら伏工、むしろ伏工、網伏工、その他二次製品を用いた伏工その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p><u>2 受注者は、斜面整地は、上方から下方に向かって順次凹凸なくならし、斜面の浮き土砂、根株、転石その他障害物を取り除き、平滑にしなければならない。</u></p> <p>5-13-2 ～ 5-13-5 【 省 略 】</p> <p>第14節 実播工</p> <p>5-14-1 一般事項</p> <p><u>1 本節は、実播工として筋実播工、斜面実播工、航空実播工その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p><u>2 実播工と各種伏工、筋工等を併用して施工する場合の伏工及び筋工は、第3部 第5章 第12節、第13節を準用するものとする。</u></p>	<p>1 受注者は、杭は、拵え面、山腹斜面とも垂直に打ち込まなければならない。</p> <p>2 受注者は、杭の打込み深さは、できるだけ杭長の2/3以上とし、少なくとも1/2以上としなければならない。</p> <p>5-11-2 ～ 5-11-5 【 省 略 】</p> <p>第12節 筋工</p> <p>5-12-1 一般事項</p> <p>【 新 設 】</p> <p>受注者は、筋工の施工に伴う斜面整地の施工に当たっては、上方から下方に向かって順次凹凸なくならし、斜面の浮き土砂、根株、転石その他障害物を除去しなければならない。</p> <p>5-12-2 ～ 5-12-5 【 省 略 】</p> <p>第13節 伏工</p> <p>5-13-1 一般事項</p> <p>【 新 設 】</p> <p>受注者は、斜面整地は、上方から下方に向かって順次凹凸なくならし、斜面の浮き土砂、根株、転石その他障害物を取り除き、平滑にしなければならない。</p> <p>5-13-2 ～ 5-13-5 【 省 略 】</p> <p>第14節 実播工</p> <p>5-14-1 一般事項</p> <p>【 新 設 】</p> <p>1 実播工と各種伏工、筋工等を併用して施工する場合の伏工及び筋工は、第3部 第5章 第12節、第13節を準用するものとする。</p>	<p>字句修正 字句修正</p> <p>項目の追加</p> <p>字句修正</p> <p>項目の追加</p> <p>字句修正</p> <p>項目の追加</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>3 受注者は、必要に応じてあらかじめ種子に発芽促進処理を行うものとする。</p> <p>4 受注者は、強風や豪雨のとき、又は、播種直後にそのおそれがあるときは播種を行ってはならない。</p> <p style="text-align: center;">5-14-2 ～ 5-14-4 【 省 略 】</p> <p>第15節 吹付工</p> <p style="padding-left: 20px;">5-15-1 一般事項</p> <p style="padding-left: 40px;">1 <u>本節は、吹付工として種子吹付工A、種子吹付工B、植生基材吹付工（客土及び厚層基材）、特殊吹付工その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">2 受注者は、吹付け斜面は、極端な凹凸がないよう整地し、施工の障害となる根株、浮石、浮き土砂等を除去しなければならない。なお、のり肩はラウンディング（丸みづけ）仕上げとしなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">3 受注者は、強風及び豪雨のとき、又は吹付け直後にそのおそれがあるときに吹付けを行ってはならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">4 受注者は、吹付けのり面に湧水のある場合、あるいはそのおそれのある場合は、監督員と協議し、排水溝、暗きよ<u>きよ</u>、水抜きパイプの布設等、適切な処置を講じなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">5 受注者は、吹付け基材固定のためのネット、ラス、金網等は、移動しないよう主アンカーピン及びアンカーピンで堅固に斜面に固定しなければならない。なお、土質、勾配及び積雪等の諸条件により浮き上がりのおそれのある場合は、監督員と協議し、アンカー長の検討等、適切な処置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">5-15-2 ～ 5-15-5 【 省 略 】</p> <p>第16節 法枠工</p> <p style="padding-left: 20px;">5-16-1 一般事項</p> <p style="padding-left: 40px;">1 <u>本節は、法枠工として軽量法枠工、プレキャストブロック法枠工、現場打及び現場吹付法枠工その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">2 受注者は、法面は、浮石等を除去し、できるだけ平滑に仕上げなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">3 受注者は、法枠の組立基礎となる部分については、沈下、滑動などが生じ</p>	<p>2 受注者は、必要に応じてあらかじめ種子に発芽促進処理を行うものとする。</p> <p>3 受注者は、強風や豪雨のとき、又は、播種直後にそのおそれがあるときは播種を行ってはならない。</p> <p style="text-align: center;">5-14-2 ～ 5-14-4 【 省 略 】</p> <p>第15節 吹付工</p> <p style="padding-left: 20px;">5-15-1 一般事項</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>【 新 設 】</u></p> <p style="padding-left: 40px;">1 受注者は、吹付け斜面は、極端な凹凸がないよう整地し、施工の障害となる根株、浮石、浮き土砂等を除去しなければならない。なお、のり肩はラウンディング（丸みづけ）仕上げとしなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 受注者は、強風及び豪雨のとき、又は吹付け直後にそのおそれがあるときに吹付けを行ってはならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">3 受注者は、吹付けのり面に湧水のある場合、あるいはそのおそれのある場合は、監督員と協議し、排水溝、暗渠、水抜きパイプの布設等、適切な処置を講じなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">4 受注者は、吹付け基材固定のためのネット、ラス、金網等は、移動しないよう主アンカーピン及びアンカーピンで堅固に斜面に固定しなければならない。なお、土質、勾配及び積雪等の諸条件により浮き上がりのおそれのある場合は、監督員と協議し、アンカー長の検討等、適切な処置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">5-15-2 ～ 5-15-5 【 省 略 】</p> <p>第16節 法枠工</p> <p style="padding-left: 20px;">5-16-1 一般事項</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>【 新 設 】</u></p> <p style="padding-left: 40px;">1 受注者は、法面は、浮石等を除去し、できるだけ平滑に仕上げなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 受注者は、法枠の組立基礎となる部分については、沈下、滑動などが生じ</p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>項目の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>項目の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>ないよう施工しなければならない。 <u>4</u> 受注者は、法面に湧水のある場合、あるいはそのおそれがある場合には、監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">5-16-2 ～ 5-16-4 【 省 略 】</p> <p>第17節 植栽工</p> <p>5-17-1 一般事項 <u>本節は、植栽工として植栽、追肥、補植その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p style="text-align: center;">5-17-2 ～ 5-17-4 【 省 略 】</p> <p>第18節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第6章 地すべり防止工</p> <p>第1節 適 用</p> <p>6-1-1 適用工種 本章は、地すべり防止工における<u>土工、暗きょ工</u>、集水井工、排水トンネル工、排土工及び押え盛土工、杭工、シャフト工（深礎工）、アンカー工、地すべり防止工付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p style="text-align: center;">6-1-2 ～ 6-1-3 【 省 略 】</p> <p>第2節 【 省 略 】</p> <p>第3節 暗<u>きょ</u>工</p> <p>6-3-1 一般施工 <u>本節は、暗きょ工として礫暗きょ工、鉄線かご暗きょ工、その他二次製品を用いた暗きょ工、ボーリング暗きょ工その他これらに類する工種について定める。</u></p>	<p>ないよう施工しなければならない。 <u>3</u> 受注者は、法面に湧水のある場合、あるいはそのおそれがある場合には、監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">5-16-2 ～ 5-16-4 【 省 略 】</p> <p>第17節 植栽工</p> <p>5-17-1 一般事項 <u>植栽、追肥、補植等は、特に設計図書に定める場合を除き、本節によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">5-17-2 ～ 5-17-4 【 省 略 】</p> <p>第18節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第6章 地すべり防止工</p> <p>第1節 適 用</p> <p>6-1-1 適用工種 本章は、地すべり防止工における<u>暗渠工、ボーリング暗渠工</u>、集水井工、排水トンネル工、<u>地下水遮断工</u>、排土工及び押え盛土工、杭工、シャフト工（深礎工）、アンカー工、地すべり防止工付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p style="text-align: center;">6-1-2 ～ 6-1-3 【 省 略 】</p> <p>第2節 【 省 略 】</p> <p>第3節 暗渠工</p> <p>6-3-1 一般施工 <u>一般事項については、第3部 5-9-1 一般事項の規定による。</u></p>	<p>字句修正</p> <p>項目の削除</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>6-3-2 礫暗きよ工 礫暗きよ工については、第3部 5-9-2 礫暗きよ工の規定による。</p> <p>6-3-3 鉄線籠暗きよ工 鉄線籠暗きよ工については、第3部 5-9-3 鉄線籠暗きよ工の規定による。</p> <p>6-3-4 その他二次製品を用いた暗きよ工 その他の暗きよ工については、第3部 5-9-4 その他二次製品を用いた暗きよ工の規定による。</p> <p>6-3-5 ボーリング暗きよ工 ボーリング暗きよ工については、第3部 5-9-5 ボーリング暗きよ工の規定による。</p> <p>第4節 集水井工</p> <p>6-4-1 一般事項 <u>本節は、集水井工として掘削、土質柱状図、施工その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p>6-4-2 掘削 1 ~ 2 【省略】 3 受注者は、掘削は、不等沈下を起し、偏位又は傾斜を生じないように水平に掘り下げ、掘り過ぎのないように行わなければならない。なお、掘削土砂は、定められた捨土箇所に土砂の流出が生じない方法で処理しなければならない。 4 ~ 5 【省略】</p> <p>6-4-3 土質柱状図 【省略】</p> <p>6-4-4 施工 1 【省略】 2 集水井内からの集排水ボーリングは、第3部 5-9-5 ボーリング暗きよ工の規定によらなければならない。 3 ~ 5 【省略】</p>	<p>6-3-2 礫暗渠工 礫暗渠工については、第3部 5-9-2 礫暗渠工の規定による。</p> <p>6-3-3 鉄線籠暗渠工 鉄線籠暗渠工については、第3部 5-9-3 鉄線籠暗渠工の規定による。</p> <p>6-3-4 その他二次製品を用いた暗渠工 その他の暗渠工については、第3部 5-9-4 その他二次製品を用いた暗渠工の規定による。</p> <p>6-3-5 ボーリング暗渠工 ボーリング暗渠工については、第3部 5-9-5 ボーリング暗渠工の規定による。</p> <p>第4節 集水井工</p> <p><u>【新設】</u></p> <p>6-4-1 掘削 1 ~ 2 【省略】 3 受注者は、掘削は、不等沈下を起し、偏位又は傾斜を生じないように水平に掘り下げ、掘り過ぎのないように行わなければならない。なお、掘削土は、定められた捨土箇所に土砂の流出が生じない方法で処理しなければならない。 4 ~ 5 【省略】</p> <p>6-4-2 土質柱状図 【省略】</p> <p>6-4-3 施工 1 【省略】 2 集水井内からの集排水ボーリングは、第3部 5-9-5 ボーリング暗渠工の規定によらなければならない。 3 ~ 5 【省略】</p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>第5節 排水トンネル工</p> <p>6-5-1 一般事項</p> <p><u>1 本節は、排水トンネル工として掘削、支保工一般、鋼製支保工、覆工、その他、その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p>2 受注者は、トンネル施工に当たっては、工事着手前に精密な測量を行い、坑口付近に中心線及び施工基面の基準となる基準点を堅固に設置しなければならない。</p> <p>3 受注者は、トンネル掘削進行に伴う坑内の測点については、工事中に狂いが生じないよう堅固に設置しなければならない。</p> <p>4 受注者は、坑内は、作業その他に支障が生じないよう排水を十分に行うとともに整理、整頓しておかなければならない。</p> <p>5 受注者は、施工中は、湧水、ガスの噴出、酸素欠乏等の危険があるので、水中ポンプ、ガス検知機、コンプレッサー、送風機等を備え付けるとともに安全作業に十分注意しなければならない。</p> <p>6 受注者は、施工中、地質、湧水、その他自然現象の変化等の状況を、第3部 6-4-2 土質柱状図に準じて調査記録し、監督員に提出するものとする。</p> <p>7 本節に記載された以外の工法を実施する場合、第4部 第7章 トンネル(NATM) に準ずるものとする。</p> <p>6-5-2 ～ 6-5-6 【 省 略 】</p> <p>第6節 排土工及び押え盛土工</p> <p>6-6-1 一般事項</p> <p><u>1 本節は、排土工及び押え盛土工として排土工、押え盛土工その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p>2 受注者は、対象地域の状況及び周辺的环境を十分把握して、施工計画を定めなければならない。</p> <p>3 受注者は、排土工及び押え盛土工ののり面処理に当たっては、湧水、のり面を流下する水等の処理に留意しなければならない。施工中に、従来、湧水のなかった斜面に湧水が生じた場合は、必要に応じて施工を中止し、応急の対策を講じるとともに、監督員と協議しなければならない。</p> <p>6-6-2 【 省 略 】</p>	<p>第5節 排水トンネル工</p> <p>6-5-1 一般事項</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>1 受注者は、トンネル施工に当たっては、工事着手前に精密な測量を行い、坑口付近に中心線及び施工基面の基準となる基準点を堅固に設置しなければならない。</p> <p>2 受注者は、トンネル掘削進行に伴う坑内の測点については、工事中に狂いが生じないよう堅固に設置しなければならない。</p> <p>3 受注者は、坑内は、作業その他に支障が生じないよう排水を十分に行うとともに整理、整頓しておかなければならない。</p> <p>4 受注者は、施工中は、湧水、ガスの噴出、酸素欠乏等の危険があるので、水中ポンプ、ガス検知機、コンプレッサー、送風機等を備え付けるとともに安全作業に十分注意しなければならない。</p> <p>5 受注者は、施工中、地質、湧水、その他自然現象の変化等の状況を、第3部 6-4-2 土質柱状図に準じて調査記録し、監督員に提出するものとする。</p> <p>6 本節に記載された以外の工法を実施する場合、第4部 第7章 トンネル(NATM) に準ずるものとする。</p> <p>6-5-2 ～ 6-5-6 【 省 略 】</p> <p>第6節 排土工及び押え盛土工</p> <p>6-6-1 一般事項</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>1 受注者は、対象地域の状況及び周辺的环境を十分把握して、施工計画を定めなければならない。</p> <p>2 受注者は、排土工及び押え盛土工ののり面処理に当たっては、湧水、のり面を流下する水等の処理に留意しなければならない。施工中に、従来、湧水のなかった斜面に湧水が生じた場合は、必要に応じて施工を中止し、応急の対策を講じるとともに、監督員と協議しなければならない。</p> <p>6-6-2 【 省 略 】</p>	<p>項目の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>項目の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>6-6-3 押え盛土工</p> <p>1 受注者は、押え盛土工は、最初に法止め<u>土留</u>を施工し、次に盛土断面の法尻から盛土を開始するものとする。法止め<u>土留</u>を用いる場合には、基礎掘削等により、地すべりを誘発しないように留意しなければならない。</p> <p>2 ~ 3 【 省 略 】</p> <p>第7節 杭 工</p> <p>6-7-1 一般事項</p> <p><u>1 本節は、杭工として鋼管杭及び合成杭として場所打杭工その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p>2 受注者は 施工順序を、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>3 受注者は、設計図書に示された杭先端の深度に達する前に削孔不能となった場合は、原因を調査するとともに、その処置方法について監督員と協議しなければならない。</p> <p>4 受注者は、杭建込みのための削孔については、設計図書によるほか、地形図、地質柱状図等を参考として地山のかく乱、地すべりの誘発を極力避けるような方法で施工しなければならない。</p> <p>5 受注者は、削孔にベントナイト溶液を用いる場合は、沈殿層、排水路等からの水の溢流及び地盤への浸透を避けなければならない。</p> <p>6 受注者は、杭建て込みのための削孔作業においては、排出土及び削孔時間等から地質の状況を記録し、基岩または固定地盤面の深度を確認のうえ、施工しなければならない。</p> <p>7 受注者は、杭の建込みについては、削孔完了ごとに直ちに挿入するものとする。なお、杭1本ごとの杭長を明確にし、写真等で記録しなければならない。</p> <p>8 受注者は、掘進用刃先、拡孔錘等については、十分な数及び種類を用意し、地質の変化等に直ちに対応できるようにしておかなければならない。</p> <p>6-7-2 ~ 6-7-3 【 省 略 】</p> <p>第8節 シャフト工（深礎工）</p> <p><u>6-8-1 一般事項</u></p> <p><u>本節は、シャフト工（深礎工）として、深礎工その他これらに類する工種について定める。</u></p>	<p>6-6-3 押え盛土工</p> <p>1 受注者は、押え盛土工は、最初に法止め<u>擁壁</u>を施工し、次に盛土断面の法尻から盛土を開始するものとする。法止め<u>擁壁</u>を用いる場合には、基礎掘削等により、地すべりを誘発しないように留意しなければならない。</p> <p>2 ~ 3 【 省 略 】</p> <p>第7節 杭 工</p> <p>6-7-1 一般事項</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>1 受注者は 施工順序を、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>2 受注者は、設計図書に示された杭先端の深度に達する前に削孔不能となった場合は、原因を調査するとともに、その処置方法について監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、杭建込みのための削孔については、設計図書によるほか、地形図、地質柱状図等を参考として地山のかく乱、地すべりの誘発を極力避けるような方法で施工しなければならない。</p> <p>4 受注者は、削孔にベントナイト溶液を用いる場合は、沈殿層、排水路等からの水の溢流及び地盤への浸透を避けなければならない。</p> <p>5 受注者は、杭建て込みのための削孔作業においては、排出土及び削孔時間等から地質の状況を記録し、基岩または固定地盤面の深度を確認のうえ、施工しなければならない。</p> <p>6 受注者は、杭の建込みについては、削孔完了ごとに直ちに挿入するものとする。なお、杭1本ごとの杭長を明確にし、写真等で記録しなければならない。</p> <p>7 受注者は、掘進用刃先、拡孔錘等については、十分な数及び種類を用意し、地質の変化等に直ちに対応できるようにしておかなければならない。</p> <p>6-7-2 ~ 6-7-3 【 省 略 】</p> <p>第8節 シャフト工（深礎工）</p> <p><u>【 新 設 】</u></p>	<p>字句修正</p> <p>項目の追加</p> <p>字句修正 字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正 字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>一般事項の追加</p>

新旧対照表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改正後	現 行	備 考
<p>6-8-2 深礎工 1 深礎工の施工については、第3編 3-4-4-6 深礎工 に準ずるものとする。 2 ~ 3 【 省 略 】</p> <p>第9節 アンカー工</p> <p>6-9-1 一般事項 <u>1 本節は、アンカー工として施工その他これらに類する工種について定める。</u> 2 受注者は、グウラトは、緊張時あるいは設計荷重作用時に所定の強度を有する品質のものを使用しなければならない。 3 受注者は、加工された引張り材については、試験によってその品質が保証されたものを使用しなければならない。 4 受注者は、アンカー頭部に用いる台座、支圧板及び締付け金具については、所定の機能と十分な強度を有し、有害な変形を生じないものを使用しなければならない。</p> <p>6-9-2 【 省 略 】</p> <p>第10節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第7章 なだれ防止林造成</p> <p>第1節 適 用</p> <p>7-1-1 適用工種 本章は、なだれ防止林造成における<u>土工、雪び予防工、なだれ予防工、誘導工、減勢工、防護工、グライド防止工、森林造成、</u>仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>7-1-2 【 省 略 】</p> <p>第2節 ~ 第3節 【 省 略 】</p>	<p>6-8-1 深礎工 1 井筒工の施工については、第3編 3-4-4-6 深礎工 に準ずるものとする。 2 ~ 3 【 省 略 】</p> <p>第9節 アンカー工</p> <p>6-9-1 一般事項 <u>【 新 設 】</u></p> <p>1 受注者は、グウラトは、緊張時あるいは設計荷重作用時に所定の強度を有する品質のものを使用しなければならない。 2 受注者は、加工された引張り材については、試験によってその品質が保証されたものを使用しなければならない。 3 受注者は、アンカー頭部に用いる台座、支圧板及び締付け金具については、所定の機能と十分な強度を有し、有害な変形を生じないものを使用しなければならない。</p> <p>6-9-2 【 省 略 】</p> <p>第10節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第7章 なだれ防止林造成</p> <p>第1節 適 用</p> <p>7-1-1 適用工種 本章は、なだれ防止林造成における<u>吹きだめ柵、吹き払い柵、階段工、予防柵、防止柵、吊柵、吊枠、誘導堤、誘導擁壁、誘導柵、減勢杭、減勢枠組、防護擁壁、防護柵、木柵階段工、植栽工、</u>仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>7-1-2 【 省 略 】</p> <p>第2節 ~ 第3節 【 省 略 】</p>	<p>字句修正 誤記修正</p> <p>項目の追加</p> <p>字句修正 字句修正 字句修正</p> <p>工種の修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>第4節 雪び予防工</p> <p><u>7-4-1 一般事項</u> 本節は、雪び予防工として吹きだめ柵、吹き払い柵その他これらに類する工種について定める。</p> <p>7-4-2 吹きだめ柵、吹き払い柵 【 省 略 】</p> <p>第5節 なだれ予防工</p> <p><u>7-5-1 一般事項</u> 本節は、雪び予防工として吹きだめ柵、吹き払い柵その他これらに類する工種について定める。</p> <p>7-5-2 階段工 【 省 略 】</p> <p>7-5-3 予防柵、防止柵 【 省 略 】</p> <p>7-5-4 吊柵、吊枠 【 省 略 】</p> <p>第6節 誘導工</p> <p><u>7-6-1 一般事項</u> 本節は、誘導工として誘導堤、誘導擁壁、誘導柵その他これらに類する工種について定める。</p> <p>7-6-2 誘導堤 【 省 略 】</p> <p>7-6-3 誘導擁壁 【 省 略 】</p>	<p>第4節 雪び予防工</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>7-4-1 吹きだめ柵、吹き払い柵 【 省 略 】</p> <p>第5節 なだれ予防工</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>7-5-1 階段工 【 省 略 】</p> <p>7-5-2 予防柵、防止柵 【 省 略 】</p> <p>7-5-3 吊柵、吊枠 【 省 略 】</p> <p>第6節 誘導工</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>7-6-1 誘導堤 【 省 略 】</p> <p>7-6-2 誘導擁壁 【 省 略 】</p>	<p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>7-6-4 誘導柵 【 省 略 】</p> <p>第7節 減勢工</p> <p><u>7-7-1 一般事項</u> <u>本節は、減勢工として減勢杭、減勢柵その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p>7-7-2 減勢杭、減勢柵 【 省 略 】</p> <p>第8節 防護工</p> <p><u>7-8-1 一般事項</u> <u>本節は、防護工として防護擁壁、防護柵その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p>7-8-2 防護擁壁 【 省 略 】</p> <p>7-8-3 防護柵 【 省 略 】</p> <p>第9節 グライド防止工</p> <p><u>7-9-1 一般事項</u> <u>本節は、グライド防止工として木製階段工その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p>7-9-2 グライド防止工 【 省 略 】</p> <p>第10節 森林造成</p> <p><u>7-10-1 一般事項</u></p>	<p>7-6-3 誘導柵 【 省 略 】</p> <p>第7節 減勢工</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>7-7-1 減勢杭、減勢柵 【 省 略 】</p> <p>第8節 防護工</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>7-8-1 防護擁壁 【 省 略 】</p> <p>7-8-2 防護柵 【 省 略 】</p> <p>第9節 グライド防止工</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>7-9-1 グライド防止工 【 省 略 】</p> <p>第10節 森林造成</p> <p><u>【 新 設 】</u></p>	<p>字句修正</p> <p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>一般事項の追加</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p style="color: red;"><u>本節は、森林造成として植栽工その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p>7-10-<u>2</u> 植栽工 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 森林整備</p> <p>第 1 節 【 省 略 】</p> <p>第 2 節 植 栽</p> <p style="color: red;"><u>8-2-1 一般事項</u></p> <p style="color: red;"><u>本節は、植栽として地拵え、苗木運搬、仮植、植付け、支保（支柱工）、補植、施肥その他これらに類する工種について定める。</u></p> <p>8-2-<u>2</u> 地拵え 【 省 略 】</p> <p>8-2-<u>3</u> 苗木運搬 【 省 略 】</p> <p>8-2-<u>4</u> 仮 植 【 省 略 】</p> <p>8-2-<u>5</u> 植付け 【 省 略 】</p> <p>8-2-<u>6</u> 支保（支柱工） 【 省 略 】</p> <p>8-2-<u>7</u> 補 植 【 省 略 】</p> <p>8-2-<u>8</u> 施 肥 【 省 略 】</p> <p>第 3 節 保 育</p>	<p>7-10-<u>1</u> 植栽工 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 森林整備</p> <p>第 1 節 【 省 略 】</p> <p>第 2 節 植 栽</p> <p style="color: red;"><u>【 新 設 】</u></p> <p>8-2-<u>1</u> 地拵え 【 省 略 】</p> <p>8-2-<u>2</u> 苗木運搬 【 省 略 】</p> <p>8-2-<u>3</u> 仮 植 【 省 略 】</p> <p>8-2-<u>4</u> 植付け 【 省 略 】</p> <p>8-2-<u>5</u> 支保（支柱工） 【 省 略 】</p> <p>8-2-<u>6</u> 補 植 【 省 略 】</p> <p>8-2-<u>7</u> 施 肥 【 省 略 】</p> <p>第 3 節 保 育</p>	<p>字句修正</p> <p>一般事項の追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>8-3-1 一般事項 <u>本節は、保育として下刈り、刈出し、つる切、本数調整伐、受光伐、除伐、枝落とし、追肥、雪起こし、病虫害防除、獣害防護柵（防鹿柵）設置その他これらに類する工種について適用する。</u></p>	<p><u>【 新 設 】</u></p>	<p>一般事項の追加</p>
<p>8-3-2 下刈り 【 省 略 】</p>	<p>8-3-1 下刈り 【 省 略 】</p>	<p>字句修正</p>
<p>8-3-3 刈出し 【 省 略 】</p>	<p>8-3-2 刈出し 【 省 略 】</p>	<p>字句修正</p>
<p>8-3-4 つる切 【 省 略 】</p>	<p>8-3-3 つる切 【 省 略 】</p>	<p>字句修正</p>
<p>8-3-5 本数調整伐、受光伐、除伐 【 省 略 】</p>	<p>8-3-4 本数調整伐、受光伐、除伐 【 省 略 】</p>	<p>字句修正</p>
<p>8-3-6 枝落とし 【 省 略 】</p>	<p>8-3-5 枝落とし 【 省 略 】</p>	<p>字句修正</p>
<p>8-3-7 追 肥 【 省 略 】</p>	<p>8-3-6 追 肥 【 省 略 】</p>	<p>字句修正</p>
<p>8-3-8 雪起こし 【 省 略 】</p>	<p>8-3-7 雪起こし 【 省 略 】</p>	<p>字句修正</p>
<p>8-3-9 病虫害防除 【 省 略 】</p>	<p>8-3-8 病虫害防除 【 省 略 】</p>	<p>字句修正</p>
<p>8-3-10 獣害防護柵（防鹿柵）設置 【 省 略 】</p>	<p>8-3-9 獣害防護柵（防鹿柵）設置 【 省 略 】</p>	<p>字句修正</p>
<p>第4節 歩道整備</p>	<p>第4節 歩道整備</p>	
<p>8-4-1 一般事項 <u>本節は、歩道整備として歩道作設、歩道補修その他これらに類する工種について適用する。</u></p>	<p><u>【 新 設 】</u></p>	<p>一般事項の追加</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>8-4-<u>2</u> 歩道作設 【 省 略 】</p> <p>8-4-<u>3</u> 歩道補修 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第9章 保安林管理道整備</p> <p style="text-align: center;"><u>【 削 除 】</u></p>	<p>8-4-<u>1</u> 歩道作設 【 省 略 】</p> <p>8-4-<u>2</u> 歩道補修 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第9章 保安林管理道整備</p> <p style="text-align: center;"><u>第10章 仮設工</u></p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>削除 (第3部第3章 第3節に統合)</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>第4部 林 道</p> <p>第1章 【 省 略 】</p> <p>第2章 舗 装</p> <p>第1節 【 省 略 】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>2-2-1 適用すべき諸基準 【 省 略 】</p> <p>(1) ~ (21) 【 省 略 】</p> <p><u>(22) 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー</u> 日本みち研究所</p> <p><u>(23) 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> 日本みち研究所</p> <p>第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 舗装工</p> <p>2-4-1 一般事項</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 適用規定 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>3 ~ 4 【 省 略 】</p> <p>2-4-2 ~ 2-4-6 【 省 略 】</p> <p>2-4-7 砂利路盤工 <u>砂利路盤工の施工については、第1部 3-6-14 砂利路盤工の規定によ</u></p>	<p>第4部 林 道</p> <p>第1章 【 省 略 】</p> <p>第2章 舗 装</p> <p>第1節 【 省 略 】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>2-2-1 適用すべき諸基準 【 省 略 】</p> <p>(1) ~ (21) 【 省 略 】</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 舗装工</p> <p>2-4-1 一般事項</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 適用規定 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>3 ~ 4 【 省 略 】</p> <p>2-4-2 ~ 2-4-6 【 省 略 】</p> <p>2-4-7 砂利路盤工 受注者は、路面仕上げの施工にあたっては、設計図書に記載された横断勾配</p>	<p>図書の追加</p> <p>図書の追加</p> <p>諸基準類の改正</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p><u>る。</u></p> <p>第5節 法面工</p> <p>1-5-1 【 省 略 】</p> <p>1-5-2 植生工 植生工の施工については、第<u>1</u>部 3-14-2 植生工の規定による。</p> <p>1-5-3 吹付工 法面吹付工の施工については、第<u>1</u>部 3-14-3 吹付工の規定による。</p> <p>1-5-4 法枠工 法枠工の施工については、第<u>1</u>部 3-14-4 法枠工の規定による。</p> <p>1-5-5 アンカー工 アンカー工の施工については、第<u>1</u>部 3-14-5 アンカー工の規定による。</p> <p>1-5-6 かご工 かご工の施工については、第<u>1</u>部 3-14-6 かご工の規定による。</p> <p>1-5-7 【 省 略 】</p> <p>第6節 軽量盛土工</p> <p>1-6-1 【 省 略 】</p> <p>1-6-2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第<u>1</u>部 3-11-2 軽量盛土工の規定による。</p> <p>第7節 ～ 第8節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3章 橋梁下部</p> <p>第1節 適 用</p>	<p><u>により仕上げなければならない。</u></p> <p>第5節 法面工</p> <p>1-5-1 【 省 略 】</p> <p>1-5-2 植生工 植生工の施工については、第<u>3</u>部 3-14-2 植生工の規定による。</p> <p>1-5-3 吹付工 法面吹付工の施工については、第<u>3</u>部 3-14-3 吹付工の規定による。</p> <p>1-5-4 法枠工 法枠工の施工については、第<u>3</u>部 3-14-4 法枠工の規定による。</p> <p>1-5-5 アンカー工 アンカー工の施工については、第<u>3</u>部 3-14-5 アンカー工の規定による。</p> <p>1-5-6 かご工 かご工の施工については、第<u>3</u>部 3-14-6 かご工の規定による。</p> <p>1-5-7 【 省 略 】</p> <p>第6節 軽量盛土工</p> <p>1-6-1 【 省 略 】</p> <p>1-6-2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第<u>3</u>部 3-11-2 軽量盛土工の規定による。</p> <p>第7節 ～ 第8節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3章 橋梁下部</p> <p>第1節 適 用</p>	<p>誤字修正</p> <p>誤字修正</p> <p>誤字修正</p> <p>誤字修正</p> <p>誤字修正</p> <p>誤字修正</p> <p>誤字修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>3-1-1 ~ 3-1-3 【 省 略 】</p> <p>3-1-4 コンクリート構造物非破壊試験 コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。 (1) 【 省 略 】 2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。 (3) ~ (4) 【 省 略 】</p> <p>3-1-5 強度測定 コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下による。 (1) 【 省 略 】 (2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」(以下、「要領」という。)(<u>国土交通省、平成30年10月</u>)に従い行わなければならない。 (3) ~ (4) 【 省 略 】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>3-2-1 一般事項 【 省 略 】 (1) ~ (16) 【 省 略 】 <u>(17) 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー</u> 日本みち研究所 <u>(18) 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> 日本みち研究所</p> <p>第3節 ~ 第5節 【 省 略 】</p> <p>第6節 橋台工</p> <p>3-6-1 ~ 3-6-7 【 省 略 】</p>	<p>3-1-1 ~ 3-1-3 【 省 略 】</p> <p>3-1-4 コンクリート構造物非破壊試験 コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。 (1) 【 省 略 】 (2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。 (3) ~ (4) 【 省 略 】</p> <p>3-1-5 強度測定 コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下による。 (1) 【 省 略 】 (2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。 (3) ~ (4) 【 省 略 】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>3-2-1 一般事項 【 省 略 】 (1) ~ (16) 【 省 略 】 <u>【 新 設 】</u></p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>第3節 ~ 第5節 【 省 略 】</p> <p>第6節 橋台工</p> <p>3-6-1 ~ 3-6-7 【 省 略 】</p>	<p></p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p></p> <p>図書の追加</p> <p>図書の追加</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>3-8-12 ~ 3-8-13 【 省 略 】</p> <p>第9節 ~ 第12節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第4章 鋼橋上部</p> <p>第1節 ~ 第4節 【 省 略 】</p> <p>第5節 鋼橋架設工</p> <p>4-5-1 ~ 4-5-9 【 省 略 】</p> <p>4-5-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>4-5-11 【 省 略 】</p> <p>第6節 ~ 第9節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第5章 コンクリート橋上部</p> <p>第1節 適 用</p> <p>5-1-1 ~ 5-1-3 【 省 略 】</p> <p>5-1-4 コンクリート構造物非破壊試験 【 省 略 】 (1) 【 省 略 】 (2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。</p>	<p>3-8-12 ~ 3-8-13 【 省 略 】</p> <p>第9節 ~ 第12節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第4章 鋼橋上部</p> <p>第1節 ~ 第4節 【 省 略 】</p> <p>第5節 鋼橋架設工</p> <p>4-5-1 ~ 4-5-9 【 省 略 】</p> <p>4-5-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>4-5-11 【 省 略 】</p> <p>第6節 ~ 第9節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第5章 コンクリート橋上部</p> <p>第1節 適 用</p> <p>5-1-1 ~ 5-1-3 【 省 略 】</p> <p>5-1-4 コンクリート構造物非破壊試験 【 省 略 】 (1) 【 省 略 】 (2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。</p>	<p></p> <p style="color: red; text-align: center;">諸基準類の改正</p> <p></p> <p style="color: red; text-align: center;">字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>(3) ～ (4) 【 省 略 】</p> <p>5-1-5 強度測定 【 省 略 】</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p>(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。</p> <p>(3) ～ (4) 【 省 略 】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>5-2-1 一般事項 【 省 略 】</p> <p>(1) ～ (12) 【 省 略 】</p> <p><u>(13) 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー</u> 日本みち研究所</p> <p><u>(14) 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> 日本みち研究所</p> <p>第3節 ～ 第4節 【 省 略 】</p> <p>第5節 PC橋工</p> <p>5-5-1 ～ 5-5-5 【 省 略 】</p> <p>5-5-6 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5-5-7 ～ 5-5-10 【 省 略 】</p> <p>第6節 プレビーム桁橋工</p> <p>5-6-1 【 省 略 】</p>	<p>(3) ～ (4) 【 省 略 】</p> <p>5-1-5 強度測定 【 省 略 】</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p>(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成24年3月)に従い行わなければならない。</p> <p>(3) ～ (4) 【 省 略 】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>5-2-1 一般事項 【 省 略 】</p> <p>(1) ～ (12) 【 省 略 】</p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p><u>【 新 設 】</u></p> <p>第3節 ～ 第4節 【 省 略 】</p> <p>第5節 PC橋工</p> <p>5-5-1 ～ 5-5-5 【 省 略 】</p> <p>5-5-6 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5-5-7 ～ 5-5-10 【 省 略 】</p> <p>第6節 プレビーム桁橋工</p> <p>5-6-1 【 省 略 】</p>	<p></p> <p style="color: red;">諸基準類の改定</p> <p></p> <p style="color: red;">図書の追加</p> <p style="color: red;">図書の追加</p> <p></p> <p></p> <p style="color: red;">諸基準類の改定</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>5-6-2 プレビーム桁製作工（現場）</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 リリース（応力解放）の施工 【 省 略 】</p> <p>(1) リリースを行うときの下フランジコンクリートは、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が<u>圧縮強度の0.6倍以下</u>で、かつ<u>圧縮強度が設計基準強度の90%以上</u>であることを確認する。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p> <p>(2) ～ (3) 【 省 略 】</p> <p>3 ～ 6 【 省 略 】</p> <p>5-6-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、第4部 5-5-6 支承工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5-6-4 ～ 5-6-8 【 省 略 】</p> <p>第7節 PCホロースラブ橋工</p> <p>5-7-1 ～ 5-7-2 【 省 略 】</p> <p>5-7-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、第4部 5-5-6 支承工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5-7-4 ～ 5-7-5 【 省 略 】</p> <p>第8節 RCホロースラブ橋工</p> <p>5-8-1 ～ 5-8-2 【 省 略 】</p>	<p>5-6-2 プレビーム桁製作工（現場）</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 リリース（応力解放）の施工 【 省 略 】</p> <p>(1) リリースを行うときの下フランジコンクリートの<u>圧縮強度は</u>、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の<u>1.7倍以上</u>で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認する。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p> <p>(2) ～ (3) 【 省 略 】</p> <p>3 ～ 6 【 省 略 】</p> <p>5-6-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、<u>「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」</u>（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5-6-4 ～ 5-6-8 【 省 略 】</p> <p>第7節 PCホロースラブ橋工</p> <p>5-7-1 ～ 5-7-2 【 省 略 】</p> <p>5-7-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、<u>「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」</u>（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5-7-4 ～ 5-7-5 【 省 略 】</p> <p>第8節 RCホロースラブ橋工</p> <p>5-8-1 ～ 5-8-2 【 省 略 】</p>	<p>諸基準類の改定</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

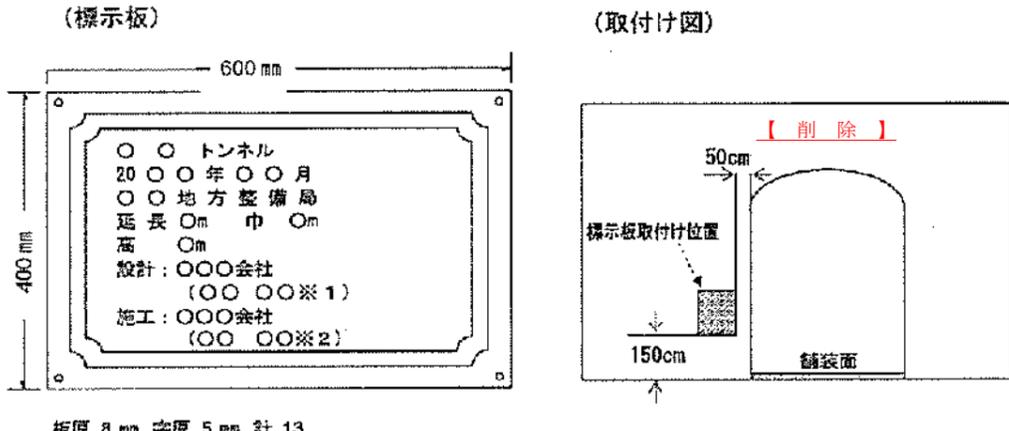
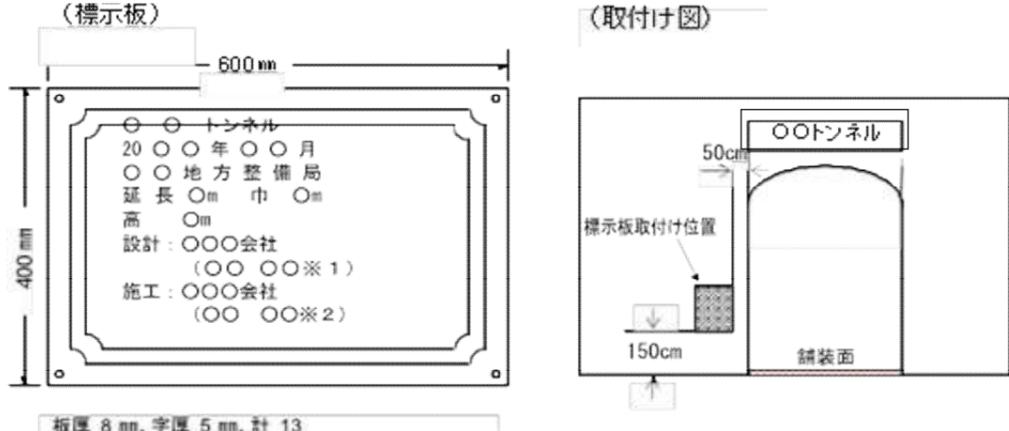
改正後	現 行	備 考
<p>5-8-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、<u>第4部 5-5-6 支承工の規定</u>による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5-7-4 ~ 5-7-5 【 省 略 】</p> <p>第9節 【 省 略 】</p> <p>第10節 PC箱桁橋工</p> <p>5-10-1 ~ 5-10-2 【 省 略 】</p> <p>5-10-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、<u>第4部 5-5-6 支承工の規定</u>による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5-10-4 ~ 5-10-5 【 省 略 】</p> <p>第11節 PC片持箱桁橋工</p> <p>5-11-1 ~ 5-11-2 【 省 略 】</p> <p>5-11-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、<u>第4部 5-5-6 支承工の規定</u>による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5-11-4 【 省 略 】</p> <p>第6章 【 省 略 】</p>	<p>5-8-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「<u>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</u>」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5-7-4 ~ 5-7-5 【 省 略 】</p> <p>第9節 【 省 略 】</p> <p>第10節 PC箱桁橋工</p> <p>5-10-1 ~ 5-10-2 【 省 略 】</p> <p>5-10-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「<u>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</u>」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5-10-4 ~ 5-10-5 【 省 略 】</p> <p>第11節 PC片持箱桁橋工</p> <p>5-11-1 ~ 5-11-2 【 省 略 】</p> <p>5-11-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「<u>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</u>」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5-11-4 【 省 略 】</p> <p>第6章 【 省 略 】</p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第 7 章 トンネル (N A T M)</p> <p>第 1 節 【 省 略 】</p> <p>第 2 節 適用すべき諸基準</p> <p style="margin-left: 20px;">7-2-1 適用すべき諸基準</p> <p style="margin-left: 40px;">【 省 略 】</p> <p style="margin-left: 40px;">(1) ~ (9) 【 省 略 】</p> <p style="margin-left: 40px;">(10) 道路トンネル非常用施設設置基準 国土交通省</p> <p style="margin-left: 40px;">(11) ~ (16) 【 省 略 】</p> <p style="margin-left: 40px;"><u>(17) 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー</u> 日本みち研究所</p> <p style="margin-left: 40px;"><u>(18) 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> 日本みち研究所</p> <p style="margin-left: 40px;">(19) 山岳トンネル工事の切刃における 肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省</p> <p>第 3 節 ~ 第 7 節 【 省 略 】</p> <p>第 8 節 坑門工</p> <p style="margin-left: 20px;">7-8-1 ~ 7-8-5 【 省 略 】</p> <p style="margin-left: 20px;">7-8-6 銘板工</p> <p style="margin-left: 40px;">1 ~ 2 【 省 略 】</p> <p style="margin-left: 40px;">3 標示板 受注者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 トンネル (N A T M)</p> <p>第 1 節 【 省 略 】</p> <p>第 2 節 適用すべき諸基準</p> <p style="margin-left: 20px;">7-2-1 適用すべき諸基準</p> <p style="margin-left: 40px;">【 省 略 】</p> <p style="margin-left: 40px;">(1) ~ (9) 【 省 略 】</p> <p style="margin-left: 40px;">(10) 道路トンネル非常用施設設置基準 建設省</p> <p style="margin-left: 40px;">(11) ~ (16) 【 省 略 】</p> <p style="margin-left: 40px;"><u>【 新 設 】</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>【 新 設 】</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(17) 山岳トンネル工事の切刃における 肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省</p> <p>第 3 節 ~ 第 7 節 【 省 略 】</p> <p>第 8 節 坑門工</p> <p style="margin-left: 20px;">7-8-1 ~ 7-8-5 【 省 略 】</p> <p style="margin-left: 20px;">7-8-6 銘板工</p> <p style="margin-left: 40px;">1 ~ 2 【 省 略 】</p> <p style="margin-left: 40px;">3 標示板 受注者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p style="color: red;">諸基準類の改定</p> <p style="color: red;">図書の追加</p> <p style="color: red;">図書の追加</p> <p style="color: red;">字句修正</p>

新旧対照表

改正後	現 行	備 考
 <p>(標示板)</p> <p>(取付け図)</p> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名</p> <p>図7-8-6 標示板の設置イメージ図</p> <p>第9節 【 省 略 】</p> <p>第8章 道路維持</p> <p>第1節 【 省 略 】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 8-2-1 適用すべき諸基準 【 省 略 】 (1) ~ (11) 【 省 略 】 (12) 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン <u>日本みち研究所</u></p> <p>第3節 舗装工</p> <p>8-3-1 ~ 8-3-6 【 省 略 】</p> <p>8-3-7 路上再生工 1 路上路盤再生工 【 省 略 】 (1) 【 省 略 】</p>	 <p>(標示板)</p> <p>(取付け図)</p> <p>【 新 設 】</p> <p>図7-8-6 標示板の設置イメージ図</p> <p>第9節 【 省 略 】</p> <p>第8章 道路維持</p> <p>第1節 【 省 略 】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 8-2-1 適用すべき諸基準 【 省 略 】 (1) ~ (11) 【 省 略 】 (12) 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン <u>国土技術研究センター</u></p> <p>第3節 舗装工</p> <p>8-3-1 ~ 8-3-6 【 省 略 】</p> <p>8-3-7 路上再生工 1 路上路盤再生工 【 省 略 】 (1) 【 省 略 】</p>	<p>諸基準類の改定</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>(2) 添加材料の使用量</p> <p>① 【 省 略 】</p> <p>② 受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧 <u>5-3 再生路盤材料に関する試験</u>」（日本道路協会、平成31年3月）の示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。</p> <p>③ 【 省 略 】</p> <p>(3) ～ (7) 【 省 略 】</p> <p>8-3-7 ～ 8-3-10 【 省 略 】</p> <p>第4節 【 省 略 】</p> <p>第5節 <u>防護柵工</u></p> <p>第6節 標識工</p> <p>8-6-1 【 省 略 】</p> <p>8-6-2 材 料</p> <p>1 ～ 3 【 省 略 】</p> <p>4 標示板 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に<u>補強材</u>を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。</p> <p>5 【 省 略 】</p> <p>6 標示板の文字・記号等 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「<u>道路標識設置基準</u>」（日本道路協会、<u>令和元年10月</u>）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>8-6-3 【 省 略 】</p>	<p>(2) 添加材料の使用量</p> <p>① 【 省 略 】</p> <p>② 受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の「<u>5-3 再生路盤材料に関する試験</u>」に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。</p> <p>③ 【 省 略 】</p> <p>(3) ～ (7) 【 省 略 】</p> <p>8-3-7 ～ 8-3-10 【 省 略 】</p> <p>第4節 【 省 略 】</p> <p>第5節 <u>排水構造物</u></p> <p>第6節 標識工</p> <p>8-6-1 【 省 略 】</p> <p>8-6-2 材 料</p> <p>1 ～ 3 【 省 略 】</p> <p>4 標示板 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に<u>リブ</u>を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。</p> <p>5 【 省 略 】</p> <p>6 標示板の文字・記号等 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び<u>道路標識設置基準・同解説</u>（日本道路協会、<u>昭和62年1月</u>）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>8-6-3 【 省 略 】</p>	<p>諸基準類の改定</p> <p>誤記修正</p> <p>諸基準類の改定</p> <p>諸基準類の改定</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>第6節 ～ 第13節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第9章 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第10章 道路修繕</p> <p>第1節 【 省 略 】</p> <p>10-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 (1) ～ (9) 【 省 略 】 <u>(10) 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー</u> 日本みち研究所</p> <p>第3節 ～ 第5節 【 省 略 】</p> <p>第6節 <u>排水構造物工</u></p> <p>第7節 【 省 略 】</p> <p>第8節 <u>防護柵工</u></p> <p>第9節 標識工</p> <p>10-9-1 【 省 略 】</p> <p>10-9-2 材 料 1 ～ 5 【 省 略 】 6 標示板の文字・記号等 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(日本道路協会、<u>令和元年10月</u>)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、</p>	<p>第6節 ～ 第13節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第9章 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第10章 道路修繕</p> <p>第1節 【 省 略 】</p> <p>10-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 (1) ～ (9) 【 省 略 】 <u>【 新 設 】</u></p> <p>第3節 ～ 第5節 【 省 略 】</p> <p>第6節 <u>舗装工</u></p> <p>第7節 【 省 略 】</p> <p>第8節 <u>舗装工</u></p> <p>第9節 標識工</p> <p>10-9-1 【 省 略 】</p> <p>10-9-2 材 料 1 ～ 5 【 省 略 】 6 標示板の文字・記号等 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会、<u>昭和62年1月</u>)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより</p>	<p></p> <p style="text-align: center;">図書の追加</p> <p></p> <p style="text-align: center;">誤記修正</p> <p></p> <p style="text-align: center;">誤記修正</p> <p></p> <p style="text-align: center;">諸基準類の改定</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>10-9-3 【 省 略 】</p> <p>第10節 ～ 第23節 【 省 略 】</p>	<p>難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>10-9-3 【 省 略 】</p> <p>第10節 ～ 第23節 【 省 略 】</p>	

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第5部 自然公園工</p> <p style="text-align: center;">第1章 共通施工</p> <p>第1節 ～ 第2節 【 省 略 】</p> <p>第3節 一般施工</p> <p style="padding-left: 20px;">1-3-1 ～ 1-3-6 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 20px;">1-3-7 木 工</p> <p style="padding-left: 40px;">1 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;">2 釘・金具類</p> <p style="padding-left: 60px;">(1) かすがい、丸釘、ボルト、ナット、座金等の金具類は、日本産業規格またはこれと同等以上の品質を有するものとする。また、ボルトには座金を使用しなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;">3 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 20px;">1-3-8 ～ 1-3-12 【 省 略 】</p> <p>第4節 植栽基盤工</p> <p style="padding-left: 20px;">1-4-1 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 20px;">1-4-2 材 料</p> <p style="padding-left: 40px;">1 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;">2 土性改良工で使用する土壌改良材については、次の各号に合格したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p style="padding-left: 60px;">(1)～(2) 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 60px;">(3) 有機質土壌改良材（バーク堆肥）については、樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物その他が混入していないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5部 自然公園工</p> <p style="text-align: center;">第1章 共通施工</p> <p>第1節 ～ 第2節 【 省 略 】</p> <p>第3節 一般施工</p> <p style="padding-left: 20px;">1-3-1 ～ 1-3-6 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 20px;">1-3-7 木 工</p> <p style="padding-left: 40px;">1 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;">2 釘・金具類</p> <p style="padding-left: 60px;">(1) かすがい、丸釘、ボルト、ナット、座金等の金具類は、日本工業規格またはこれと同等以上の品質を有するものとする。また、ボルトには座金を使用しなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;">3 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 20px;">1-3-8 ～ 1-3-12 【 省 略 】</p> <p>第4節 植栽基盤工</p> <p style="padding-left: 20px;">1-4-1 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 20px;">1-4-2 材 料</p> <p style="padding-left: 40px;">1 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;">2 土性改良工で使用する土壌改良材については、次の各号に合格したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p style="padding-left: 60px;">(1)～(2) 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 60px;">(3) 有機質土壌改良材（バーク堆肥）については、樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物その他が混入していないものとする。<u>(次表参照)</u></p>	<p>JIS 名称変更</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>1-5-3 休憩・野営施設工</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 材料</p> <p>(1) 休憩・野営施設工に使用する材料については、次の規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>JIS K 6807 (ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状接着剤の一般試験法)</u></p> <p style="padding-left: 20px;">【 省 略 】</p> <p>(2)～(3) 【 省 略 】</p> <p>(4) 木材については、<u>JIS A 9002 (木質材料の加圧式保存処理方法)</u>による防腐処理品とし、安全と認められているものを使用するものとする。</p> <p>(5)～(6) 【 省 略 】</p> <p>3～7 【 省 略 】</p> <p>1-5-4 ～ 1-5-5 【 省 略 】</p> <p>第6節 【 省 略 】</p> <p>第7節 給水工事</p> <p>1-7-1 ～ 1-7-3 【 省 略 】</p> <p>1-7-4 飲料水設備工</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 材 料</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 20px;">1) 日本産業規格 (JIS) に適合したもの。</p> <p style="padding-left: 40px;">【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>【 削 除 】</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>【 削 除 】</u></p> <p style="padding-left: 40px;">【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>【 削 除 】</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>【 削 除 】</u></p> <p style="padding-left: 40px;">【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 20px;">2) 日本水道協会 (JWWA) の規格に適合したもの。</p>	<p>1-5-3 休憩・野営施設工</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 材料</p> <p>(1) 休憩・野営施設工に使用する材料については、次の規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>【 新 設 】</u></p> <p style="padding-left: 20px;">【 省 略 】</p> <p>(2)～(3) 【 省 略 】</p> <p>(4) 木材については、<u>JIS A 9005 (木材の木口加工式防腐処理方法)</u>による防腐処理品とし、安全と認められているものを使用するものとする。</p> <p>(5)～(6) 【 省 略 】</p> <p>3～7 【 省 略 】</p> <p>1-5-4 ～ 1-5-5 【 省 略 】</p> <p>第6節 【 省 略 】</p> <p>第7節 給水工事</p> <p>1-7-1 ～ 1-7-3 【 省 略 】</p> <p>1-7-4 飲料水設備工</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 材 料</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 20px;">1) 日本工業規格 (JIS) に適合したもの。</p> <p style="padding-left: 40px;">【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>JIS B 8372-2 (空気圧—空気圧用減圧弁及びフィルタ付減圧弁の試験方法)</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>JIS G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管)</u></p> <p style="padding-left: 40px;">【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>JIS G 3451 (水輸送用塗覆装鋼管の異形管)</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>JIS G 3491 (水道用鋼管アスファルト塗覆装方法)</u></p> <p style="padding-left: 40px;">【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 20px;">2) 日本水道協会 (JWWA) の規格に適合したもの。</p>	<p>規格追加</p> <p>廃止規格修正</p> <p>JIS名称変更</p> <p>適用外規格</p> <p>適用外規格</p> <p>廃止規格</p> <p>適用外規格</p> <p>廃止規格</p>

新旧対照表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改正後	現 行	備 考
<p>【 省 略 】</p> <p><u>【 削 除 】</u></p> <p><u>【 削 除 】</u></p> <p><u>【 削 除 】</u></p> <p>【 省 略 】</p> <p>(2) ～ (3) 【 省 略 】</p> <p>3 ～ 4 【 省 略 】</p> <p>第8節 電気工事</p> <p>1-8-1 ～ 1-8-2 【 省 略 】</p> <p>1-8-3 電気工事</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 材 料</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p>1) 日本産業規格 (JIS) に適合したもの。</p> <p><u>【 削 除 】</u></p> <p><u>JIS A 5361 (プレキャストプレストレストコンクリート製品-種類、製品の呼び方及び表示の通則)</u></p> <p>【 省 略 】</p> <p><u>JIS C 8105-1～3 (照明器具-安全性要求事項～性能要求事項)</u></p> <p><u>【 削 除 】</u></p> <p>【 省 略 】</p> <p><u>【 削 除 】</u></p> <p><u>【 削 除 】</u></p> <p>【 省 略 】</p> <p><u>【 削 除 】</u></p>	<p>【 省 略 】</p> <p><u>JWWA K 117 (水道用エポキシ樹脂コーティング管継手)</u></p> <p><u>JWWA K 118 (水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管)</u></p> <p><u>JWWA K 119 (水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手)</u></p> <p>【 省 略 】</p> <p>(2) ～ (3) 【 省 略 】</p> <p>3 ～ 4 【 省 略 】</p> <p>第8節 電気工事</p> <p>1-8-1 ～ 1-8-2 【 省 略 】</p> <p>1-8-3 電気工事</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 材 料</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p>1) 日本工業規格 (JIS) に適合したもの。</p> <p><u>JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品)</u></p> <p><u>【 新 規 】</u></p> <p>【 省 略 】</p> <p><u>【 新 規 】</u></p> <p><u>JIS C 8105-1 (照明器具-第1部：安全性要求事項通則)</u></p> <p><u>JIS C 8105-2-1 (照明器具-第2-1部：定着灯器具に関する安全性要求事項)</u></p> <p><u>JIS C 8105-2-2 (照明器具-第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項)</u></p> <p><u>JIS C 8105-2-3 (照明器具-第2-3部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項)</u></p> <p><u>JIS C 8105-2-5 (照明器具-第2-5部：投光器に関する安全性要求事項)</u></p> <p><u>JIS C 8105-3 (照明器具-第3部：性能要求事項通則)</u></p> <p>【 省 略 】</p> <p><u>JIS C 8106 (施設用蛍光灯器具)</u></p> <p><u>JIS C 8113 (投光器)</u></p> <p><u>JIS C 8115 (家庭用蛍光灯器具)</u></p> <p>【 省 略 】</p> <p><u>JIS C 8330 (金属製電線管用の付属品)</u></p>	<p>廃止規格</p> <p>廃止規格</p> <p>廃止規格</p> <p>JIS 名称変更</p> <p>適用規格変更</p> <p>対象規格修正</p> <p>適用外規格</p> <p>適用外規格</p> <p>適用外規格</p> <p>適用外規格</p>

